

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。 ○対象事業:製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備:機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間:5年間 ○割増償却限度額: ・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和11年3月31日までとする。 《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第23条 租税特別措置法第12条、第45条
5	担当部局		自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:令和3年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。

			平成 23 年度:適用期限の2年延長 平成 25 年度:適用期限の2年延長 平成 27 年度:適用期限の2年延長 平成 29 年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。 平成 31 年度:適用期限の2年延長 令和 3 年度:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却へ改組。 令和 6 年度:適用期限の3年延長
8	適用又は延長期間		2年間(令和9年4月1日～令和 11 年3月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和 45 年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。 《政策目的の根拠》 【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。 ○第4条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 (略) 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、

			情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。 ○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 ○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。 【「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）】 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	令和9年度概算要求における政策体系図 【基本計画（令和5年3月策定）】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域における新規雇用の創出を目標とする。 ○測定指標：本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 ○補助指標：本特例の適用を受けた事業者による設備投資額 ●目標値：本特例の適用期間中（令和9年度～令和10年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を350人以上とする。（各年度175人以上とする。）

			※目標値の算出方法について 目標値(350人)の算出方法については、過疎対策室において実施した調査(※)の令和4年度～令和7年度平均新規雇用者数の2倍としている。 (新規雇用者数 令和4年度～令和7年度平均:175人) ●補助指標の目標値 本特例の適用期間中(令和9年度～令和10年度)に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を435億円とする。 ※補助目標値(435億円)の算出方法については以下のとおり ・令和4年度～令和7年度:過疎対策室独自調査(※)による。 ・令和8年度～令和10年度:令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。 令和4年度～令和7年度の単年度平均 (380+226.1+140.1+123.8) ÷ 4 = 217.5 217.5 × 2 = 435(令和9年度及び令和10年度の合計) ※調査について ・名称:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づく租税特別措置の適用実績及び地方税の減収補填措置に関する調査(以下「過疎対策室独自調査」という。) ・実施者:自治行政局地域自立応援課過疎対策室 ・趣旨:税制特例措置等の制度検討の際の基礎資料とする ・対象:過疎関係市町村等が把握している租税特別措置を適用する可能性がある事業者 ・時点:毎年度6～7月 ※過疎関係市町村等が租税特別措置法施行規則第5条の13第10項及び第20条の16第7項に基づき発行する「確認書」の内容及び過疎関係市町村等を通じて行う事業者ヒアリング結果を集計するもの。 ※前回評価から補助指標を追加する理由について 本措置の効果を、多面的に捕捉するため、下記の補助指標を追加する。 ・設備投資の促進効果を把握するため、「本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を435億円とする」ことを補助指標に追加する。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充により、人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。

10	有効性等	①	適用数	<table><tr><td>年度</td><td>適用数</td></tr><tr><td>R3</td><td>31(※)</td></tr><tr><td>R4</td><td>82</td></tr><tr><td>R5</td><td>121</td></tr><tr><td>R6</td><td>122</td></tr><tr><td>R7</td><td>182</td></tr><tr><td><u>R8</u></td><td>189</td></tr><tr><td><u>R9</u></td><td>189</td></tr><tr><td><u>R10</u></td><td>189</td></tr></table> ※下線を付した年度は、推計値を記入している。 【算定根拠】 令和3～6年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和5年第 211 回国会提出、令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出)による。 ※令和3年度実績が少ないことの理由： 令和3年 12 月 31 日までの間に取得等した工業用機械等については、改正前の租税特別措置法に基づき、特別償却を行うことができたため(割増償却の要件である「市町村計画」が定められるまでの経過措置：租特法附則(令和3年3月 31 日法律第 11 号)第 32 条第5項、第 50 条第5項及び第 66 条第5項)、令和3年度において、特別償却を行う事業者と割増償却を行う事業者に分かれ、結果として「割増償却」の適用件数が少なくなっている。 ○令和7年度の適用件数について 令和7年度の適用件数は、上記報告書がまだ公表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数(実数)としている。 ○令和8年度以降の適用件数について ・令和8年度適用件数については、本制度が5力年の割増償却であるため、以下の式で算出。 令和7年度適用件数(182 件) －令和3年度適用開始件数(31 件) ＋新規適用見込分(令和3年度から令和7年度までの間の1年間当たりの平均増加件数(38 件)) ・令和9年度及び令和 10 年度の適用件数については、令和8年度の実績と同数と見込む。 ※全国的に事業所数が減少する傾向の中で、適用件数については維持することを目標とし、引き続き制度周知を図る。 《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している原因》 ・本税制の適用に必要な市町村による「確認書」の発行を受けた事業者のうち、決算赤字となった事業者が最終的に本制度を活用しなかったことが挙げられる(赤字のため制度を活用しなかった事業者数：令	年度	適用数	R3	31(※)	R4	82	R5	121	R6	122	R7	182	<u>R8</u>	189	<u>R9</u>	189	<u>R10</u>	189
年度	適用数																					
R3	31(※)																					
R4	82																					
R5	121																					
R6	122																					
R7	182																					
<u>R8</u>	189																					
<u>R9</u>	189																					
<u>R10</u>	189																					

			和4年度(前回評価時)14 事業者、令和7年度 78 事業者)。 ・なお、実際の適用件数に加え、確認書発行後に決算赤字を理由として制度を活用しなかった事業者を含めると、前回評価時の将来予測の水準となる。																									
			<table><tr><th>年 度</th><th>前回予測</th><th>適用実績 (A)</th><th>赤字のため制度を活用 しなかった事業者数 (B)</th><th>合計 (C=A+B)</th></tr><tr><td>R 4</td><td>89</td><td>82</td><td>14</td><td>96</td></tr><tr><td>R 5</td><td>147</td><td>121</td><td>49</td><td>170</td></tr><tr><td>R 6</td><td>205</td><td>122</td><td>53</td><td>175</td></tr><tr><td>R 7</td><td>263</td><td>182</td><td>78</td><td>260</td></tr></table>	年 度	前回予測	適用実績 (A)	赤字のため制度を活用 しなかった事業者数 (B)	合計 (C=A+B)	R 4	89	82	14	96	R 5	147	121	49	170	R 6	205	122	53	175	R 7	263	182	78	260
年 度	前回予測	適用実績 (A)	赤字のため制度を活用 しなかった事業者数 (B)	合計 (C=A+B)																								
R 4	89	82	14	96																								
R 5	147	121	49	170																								
R 6	205	122	53	175																								
R 7	263	182	78	260																								
			《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》 ・上記のとおり前回評価時の将来予測と適用実績に差は生じたが、後述 10④「効果」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。 《予測される将来の適用数 189 件(令和8年度)、189 件(令和9年度)、189 件(令和 10 年度)と過去の実績 62 件(令和3年度(31 件+31 件)、82 件(令和4年度)、121 件(令和5年度)、122 件(令和6年度)、182 件(令和7年度))がかい離している原因》 ・本制度による割増償却の適用期間が、対象設備を事業の用に供した年度から最大5年間継続する仕組みであることが要因となっている。 ・そのため、各年度の適用件数は当該年度の新規利用分だけでなく、過年度に制度適用を開始した事業者による継続適用分が累積的に計上されることとなる。将来推計においては、過去の利用実績を踏まえ、継続適用分が積み上がることを見込んでいることから、過去の実績値と比較して大きくかい離している年度が生じている。																									

②	適用額	<table><tr><td>年度</td><td>適用額 (千円)</td></tr><tr><td>R3</td><td>127,179</td></tr><tr><td>R4</td><td>568,480</td></tr><tr><td>R5</td><td>1,248,548</td></tr><tr><td>R6</td><td>1,272,112</td></tr><tr><td><u>R7</u></td><td>1,897,714</td></tr><tr><td><u>R8</u></td><td>1,970,703</td></tr><tr><td><u>R9</u></td><td>1,970,703</td></tr><tr><td><u>R10</u></td><td>1,970,703</td></tr></table>	年度	適用額 (千円)	R3	127,179	R4	568,480	R5	1,248,548	R6	1,272,112	<u>R7</u>	1,897,714	<u>R8</u>	1,970,703	<u>R9</u>	1,970,703	<u>R10</u>	1,970,703
		年度	適用額 (千円)																	
		R3	127,179																	
		R4	568,480																	
		R5	1,248,548																	
		R6	1,272,112																	
		<u>R7</u>	1,897,714																	
		<u>R8</u>	1,970,703																	
		<u>R9</u>	1,970,703																	
		<u>R10</u>	1,970,703																	
※下線を付した年度は、推計値を記入している。																				
【算定根拠】 令和3～6年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和5年第 211 回国会提出、令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出)による。 ○令和7年度以降の適用額について 上記 10①「適用数」の表記載の適用件数に、令和6年度の1件当たり適用額を乗じて算出。 ※令和6年度1件当たり適用額(割増償却分) 1,272,112 千円÷122 件＝10,427 千円(千円未満四捨五入)																				
③	減収額	《法人税》 <table><tr><td>年度</td><td>減収額 (千円)</td></tr><tr><td>R3</td><td>29,506</td></tr><tr><td>R4</td><td>131,887</td></tr><tr><td>R5</td><td>289,663</td></tr><tr><td>R6</td><td>295,130</td></tr><tr><td><u>R7</u></td><td>440,270</td></tr><tr><td><u>R8</u></td><td>457,203</td></tr><tr><td><u>R9</u></td><td>457,203</td></tr><tr><td><u>R10</u></td><td>457,203</td></tr></table>	年度	減収額 (千円)	R3	29,506	R4	131,887	R5	289,663	R6	295,130	<u>R7</u>	440,270	<u>R8</u>	457,203	<u>R9</u>	457,203	<u>R10</u>	457,203
		年度	減収額 (千円)																	
		R3	29,506																	
		R4	131,887																	
		R5	289,663																	
		R6	295,130																	
		<u>R7</u>	440,270																	
		<u>R8</u>	457,203																	
		<u>R9</u>	457,203																	
		<u>R10</u>	457,203																	
※下線を付した年度は、推計値を記入している。																				

		《法人住民税、法人事業税》(参考)																																																				
		<table><tr><td rowspan="2">年度</td><td colspan="4">地方税の影響額(千円)</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>法人 都道府県 民税</td><td>法人 市町村 民税</td><td>法人 事業税</td></tr><tr><td>R3</td><td>2,065</td><td>295</td><td>1,770</td><td>8,903</td></tr><tr><td>R4</td><td>9,232</td><td>1,319</td><td>7,913</td><td>39,794</td></tr><tr><td>R5</td><td>20,277</td><td>2,897</td><td>17,380</td><td>87,398</td></tr><tr><td>R6</td><td>20,659</td><td>2,951</td><td>17,708</td><td>89,048</td></tr><tr><td>R7</td><td>30,819</td><td>4,403</td><td>26,416</td><td>132,840</td></tr><tr><td>R8</td><td>32,004</td><td>4,572</td><td>27,432</td><td>137,949</td></tr><tr><td>R9</td><td>32,004</td><td>4,572</td><td>27,432</td><td>137,949</td></tr><tr><td>R10</td><td>32,004</td><td>4,572</td><td>27,432</td><td>137,949</td></tr></table>				年度	地方税の影響額(千円)				法人 住民税	法人 都道府県 民税	法人 市町村 民税	法人 事業税	R3	2,065	295	1,770	8,903	R4	9,232	1,319	7,913	39,794	R5	20,277	2,897	17,380	87,398	R6	20,659	2,951	17,708	89,048	R7	30,819	4,403	26,416	132,840	R8	32,004	4,572	27,432	137,949	R9	32,004	4,572	27,432	137,949	R10	32,004	4,572	27,432	137,949
年度	地方税の影響額(千円)																																																					
	法人 住民税	法人 都道府県 民税	法人 市町村 民税	法人 事業税																																																		
R3	2,065	295	1,770	8,903																																																		
R4	9,232	1,319	7,913	39,794																																																		
R5	20,277	2,897	17,380	87,398																																																		
R6	20,659	2,951	17,708	89,048																																																		
R7	30,819	4,403	26,416	132,840																																																		
R8	32,004	4,572	27,432	137,949																																																		
R9	32,004	4,572	27,432	137,949																																																		
R10	32,004	4,572	27,432	137,949																																																		
		※下線を付した年度は、推計値を記入している。 ※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を算出した。																																																				
		【算定根拠】 《法人税》 上記 10②「適用額」記載の各金額に、法人税基本税率(23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。 《法人住民税》 減収額＝法人都道府県民税減収額＋法人市町村民税減収額 ・法人都道府県民税減収額 ＝上記《法人税》表記載の法人税減収額 ×道府県民税基本税率(1%(地方税法第 51 条)) ・法人市町村民税減収額 ＝法人税減収額 ×市町村民税基本税率(6%(地方税法第 314 条の 4)) 《法人事業税》 減収額 ＝上記 10②「適用額」記載の各金額 ×法人事業税基本税率(7%(地方税法第 72 条の 24 の 7))																																																				
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 <table><tr><td>年度</td><td>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数</td></tr><tr><td>R4</td><td>202 人</td></tr><tr><td>R5</td><td>270 人</td></tr><tr><td>R6</td><td>120 人</td></tr><tr><td>R7</td><td>108 人</td></tr><tr><td>R8</td><td>175 人</td></tr><tr><td>R6～R8合計</td><td>403 人</td></tr></table>				年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	R4	202 人	R5	270 人	R6	120 人	R7	108 人	R8	175 人	R6～R8合計	403 人																																			
年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数																																																					
R4	202 人																																																					
R5	270 人																																																					
R6	120 人																																																					
R7	108 人																																																					
R8	175 人																																																					
R6～R8合計	403 人																																																					

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ○本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 ・令和4年度～令和7年度:過疎対策室独自調査※による。 ・令和8年度:令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。 【所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由】 現行制度の適用期間における新規雇用者数については、R6～R8累計目標 606 人(R4実績と同数で推計)に対し、現時点では 403 人と目標を下回る見込みとなった。 主な要因としては、制度の適用件数が前回評価時における推計値を下回ったことに加え、前回評価時に想定した 1 事業者当たりの雇用創出人数を下回ったことも挙げられる。 具体的には、1 件当たりの新規雇用者数はR4実績 2.46 人、R5実績 2.23 人であったが、R6以降は 1 人を下回り、R7実績では 0.59 人となっている。 一方で、小規模な設備投資(設備取得価格(500 万円以上、1000 万円未満))においても一定の新規雇用が確認できるほか、活用件数も増加傾向となっており、過疎地域における投資需要に対応しているものと考えられる。また、当制度を活用した事業者における新規雇用者割合は、R4:2.57%、R5:5.16%、R6:2.50%、R7:3.70%で推移しており、制度を活用した各企業における継続的な雇用の促進が確認できる。 更に、本制度がなければ設備取得をしなかったと回答する事業者も一定数存在しており、本制度が過疎地域における設備投資の促進に寄与しているものと考えられる。 ①適用 1 件当たりの新規雇用者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用件数</th><th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数</th><th>1 件当たり新規雇用者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td><td>82 件</td><td>202 人</td><td>2.46 人</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>121 件</td><td>270 人</td><td>2.23 人</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>122 件</td><td>120 人</td><td>0.98 人</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>182 件</td><td>108 人</td><td>0.59 人</td></tr> <tr> <td>R8</td><td>189 件</td><td>175 人</td><td>0.93 人</td></tr> </tbody> </table> ※算出根拠:R4～R6の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出)による。R7の適用件数及び全年度の新規雇用者数は過疎対策室独自調査により算出。1 件当たりの新規雇用者数は「新規雇用者数/適用件数」により算出。(R8 は、推計値を記入している。)	年度	適用件数	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	1 件当たり新規雇用者数	R4	82 件	202 人	2.46 人	R5	121 件	270 人	2.23 人	R6	122 件	120 人	0.98 人	R7	182 件	108 人	0.59 人	R8	189 件	175 人	0.93 人
年度	適用件数	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	1 件当たり新規雇用者数																								
R4	82 件	202 人	2.46 人																								
R5	121 件	270 人	2.23 人																								
R6	122 件	120 人	0.98 人																								
R7	182 件	108 人	0.59 人																								
R8	189 件	175 人	0.93 人																								

②従業員数に占める新規雇用者数の割合

年度	制度を活用した 事業者の 従業員数	制度を活用した 事業者の 新規雇用者数	従業員数に占める 新規雇用者数の 割合
R4	7,870 人	202 人	2.57%
R5	5,229 人	270 人	5.16%
R6	4,805 人	120 人	2.50%
R7	2,916 人	108 人	3.70%

※算出根拠: 合計従業員数及び事業者数は過疎対策室独自調査により算出。(R8は来年度調査予定。)総従業員数に占める新規雇用者数の割合は「新規雇用者数/合計従業員数」により算出。

③取得価額別活用件数(R4～R7)

年度	設備取得価額ごとの活用件数		
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上
R4	7	5	77
R5	9	9	109
R6	17	11	131
R7	15	14	153

※算出根拠: 過疎対策室独自調査により算出

④新規雇用者数(R4～R7)

年 度	設備取得価額ごとの新規雇用者数		
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上
R 4	4 人	11 人	187 人
R 5	6 人	2 人	262 人
R 6	4 人	2 人	114 人
R 7	0 人	0 人	108 人
平 均	3.5 人	3.8 人	167.8 人

※算出根拠: 過疎対策室独自調査により算出(適用1年目の事業者を抜粋。)

※前回評価から補助指標を追加する理由について

本措置の効果に関し、多面的に捕捉するため、下記の補助指標を追加する。

・設備投資の促進効果を把握するため、「本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円とする」ことを補助指標に追加する。

○補助指標の実現状況

年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額
R4	380.0 億円
R5	226.1 億円
R6	140.1 億円
R7	123.8 億円
R8	217.5 億円
R9	217.5 億円
R10	217.5 億円

※設備投資額は小数第二位を四捨五入。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

- ・令和4年度～令和7年度:過疎対策室独自調査による。
- ・令和8年度～令和10年度:令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。

令和4年度～令和7年度の平均: $(380+226.1+140.1+123.8) \div 4 = 217.5$

【所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性】

- ・本特例措置は、過疎地域における設備投資を促進することにより、地域産業の振興及び雇用機会の拡充を図ることを目的としている。制度適用件数は順調に推移しており、制度適用事業者による新規雇用者数は、R6実績120人、R7実績108人であり、R6～R8累計では403人となる見込みである。新規雇用者数は所期の目標値606人には至らない見込みであるものの、制度活用事業者において新たな雇用が創出されていることが確認できる。
- ・なお、制度を活用した事業者には比較的小規模な事業者も多く含まれていることから、新規雇用者数は当初想定を下回ったものの、制度を活用した事業者全体に占める新規雇用者割合によると、継続的な雇用確保が図られていると言える。
- ・以上から、本特例措置は過疎地域における設備投資及び雇用機会の拡充に一定の効果を有しており、過疎地域の持続的発展に寄与しているものと考えられる。
- ・仮に本特例措置が終了した場合には、上記の設備投資及び雇用創出の動きが停滞し、地域産業の振興や雇用機会の拡充に影響を及ぼすことが懸念される。

※参考:過疎対策室独自調査により算出

年度	この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数
R5	22 事業者	102 人
R6	13 事業者	40 人
R7	10 事業者	23 人

・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を図る必要がある。					
《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》					
年 度	(ア) 本特例 を活用 した設 備投資 に係る 新規雇 用者数 (人)	(ア)の内数・租税特別措置の直接的効果			
		(イ) 本特例措置 を「資金的 余裕が生ま れ、新規雇 用又は雇用 の維持が可 能となる」と して活用し た事業者に よる新規雇 用者数 (人)	租税特 別措置 の直接 的效果 による 達成目 標の実 現割合 (イ)/ (ア)	(ウ) 本特例措置 がなければ 「雇用を増 加させなか った」「雇用 を減少させ た」とした事 業者による 新規雇用者 数(人)	租税特 別措置 の直接 的效果 による 達成目 標の実 現割合 (ウ)/ (ア)
R4	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R5	270 人	128 人	47%	96 人	36%
R6	120 人	70 人	58%	43 人	36%
R7	108 人	19 人	18%	9 人	8%
R8	175 人	80 人	46%	51 人	29%
R9	175 人	80 人	46%	51 人	29%
R 10	175 人	80 人	46%	51 人	29%
※割合は小数点以下四捨五入。					
【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・令和4年度～令和7年度:過疎対策室独自調査による。 ・令和8年度～令和10年度:令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。					

○補助指標					
年度	(ア) 本特例 の適用 を受けた事業 者による設備 投資額	(ア)の内数・租税特別措置の直接的効果			
		(イ) 本特例措置 を「資金的 余裕が生ま れ、更なる 追加投資が 可能となる」 として活用 した事業者 による設備 投資額	租税特 別措置 の直接 的効果 による 達成目 標の実 現割合 (イ)/ (ア)	(ウ) 本特例措置 がなければ 「当該設備等 に関する取得 等をしなかつ た」「当該設 備等に関する 取得等を遅ら せた」などと 回答した事業 者による設備 投資額	租税特 別措置 の直接 的効果 による 達成目 標の実 現割合 (ウ)/ (ア)
R4	380.0 億円	192.1 億円	51%	179.8 億円	47%
R5	226.1 億円	85.5 億円	38%	15.2 億円	7%
R6	140.1 億円	128.9 億円	92%	19.7 億円	14%
R7	123.8 億円	36.3 億円	29%	43.6 億円	35%
R8	217.5 億円	110.7 億円	51%	64.6 億円	30%
R9	217.5 億円	110.7 億円	51%	64.6 億円	30%
R10	217.5 億円	110.7 億円	51%	64.6 億円	30%

※設備投資額は小数第二位を四捨五入。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

- ・令和4年度～令和7年度:過疎対策室独自調査による。
- ・令和8年度～令和10年度:令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。

本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

《対象の偏在性について》

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和3年第204回国会提出、令和4年第208回国会提出、令和5年第211回国会提出、令和6年第213回国会提出、令和7年第217回国会提出、令和8年第221回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1参照)。

			また、過疎対策室独自調査によれば、令和6年度・令和7年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は 58 市町村・35 道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。 さらに、上記報告書(令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出)によれば、令和4年度～令和6年度における上位 10 社の適用額合計の割合は、それぞれ 67.8%、68.6%、65.6%であり、一部の事業者に偏って適用されるものではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用額 (千円)</th><th>上位 10 社適用額 (千円)</th><th>割合 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td><td>568,480</td><td>385,311</td><td>67.8</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>1,248,548</td><td>856,827</td><td>68.6</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>1,272,112</td><td>834,639</td><td>65.6</td></tr> </tbody> </table> 引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —	年度	適用額 (千円)	上位 10 社適用額 (千円)	割合 (%)	R4	568,480	385,311	67.8	R5	1,248,548	856,827	68.6	R6	1,272,112	834,639	65.6
年度	適用額 (千円)	上位 10 社適用額 (千円)	割合 (%)																
R4	568,480	385,311	67.8																
R5	1,248,548	856,827	68.6																
R6	1,272,112	834,639	65.6																
		⑤ 税込減を是認する理由等	著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。 また、1 件当たり減収額は約 242 万円(※)であり、補助金で交付する場合の事務コストを考慮すると、補助金で交付することは非効率と考える。 ※令和6年度1 件当たり減収額 $295,130 \text{ 千円(上記 10③「減収額」の表記載値)} \div 122 \text{ 件}$ $= 2,419 \text{ 千円(千円未満四捨五入)}$																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	過疎地域持続的発展支援交付金(令和8年度予算額 8.0 億円)は、 ・基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、専門人材やICT等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」																

			・都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。 一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図っていることから、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		R5年8月【R5 総務 01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税7) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税9)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除(法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの:15% イ 法人税額の 20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額 20 億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) (2) 所得控除(法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後 10 年間) ※(1)との選択制。 2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除

		《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置内容のうち、情報通信産業振興地域を県内全域へ拡大する拡充、業種の一部を縮減の上、適用期限(令和9年3月31日)を3年間延長し、令和12年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 ・租税特別措置法 第42条の9、第60条 ・租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条 ・租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の3 ・地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号、附則第33条 ・地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	総務省情報流通行政局沖縄情報通信振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和8年8月 分析対象期間: 令和5年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超) 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度

			・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和7年度 ・対象事業から「パッケージソフトウェア業」を廃止 ・2年間延長
8	適用又は延長期間		3年間(令和9年度～11年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、情報通信産業は、本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光産業に次ぐリーディング産業として成長が期待される分野である。 情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら、情報通信産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す必要がある。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026 について(令和8年7月 21 日閣議決定) 強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策や Well-being 実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。

			七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 （情報通信産業振興計画の作成等） 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域 3～8項（略） （情報通信産業特別地区における事業の認定） 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項（略） （課税の特例） 第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○ 沖縄振興基本方針（令和4年5月10日 内閣総理大臣決定） Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 （1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候
--	--	--	--

			変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーションを迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。 このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。 (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】Ⅴ. 情報通信 (ICT 政策) 【施策】2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・情報通信産業の売上高 令和 11 年度: 5,342 億円 ・本税制活用設備投資額 令和 11 年度: 3 億円 ・情報通信産業の新規立地企業数 令和 11 年度: 30 社 (考え方) 令和5年度の一人当たり県民所得(231 万5千円)(実績)と令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円という値を基に、必要な年平均増加額(7.4 万円)から、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得 276 万1千円を推計。

			令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の情報通信産業の売上高の目標を 5,342 億円(※1)と設定。 令和 11 年度の情報通信産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を3億円(※2)と設定。 令和 13 年度の情報通信関連企業の集積目標を 300 社(※3)としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 (※1)令和5年度の情報通信産業の売上高(実績)、令和5年度の県民所得(実績)、令和5年度県民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和5年度の県内総生産に占める情報通信業の割合を用いて推計。 (※2)情報通信産業の付加価値額の対売上高対比(令和3年経済センサス)、本特例措置適用事業者の設備投資額とその投資により増加した付加価値額の比 (※3)沖縄県「情報通信産業振興計画」(令和4年8月) 2 適用期間中の目標 ・情報通信産業の売上高 <table><tr><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>5,054 億円</td><td>5,198 億円</td><td>5,342 億円</td></tr></table> ・本税制活用設備投資額 <table><tr><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>3 億円</td><td>3 億円</td><td>3 億円</td></tr></table> ・情報通信産業の新規立地企業数 <table><tr><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>30 社</td><td>30 社</td><td>30 社</td></tr></table>	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	5,054 億円	5,198 億円	5,342 億円	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	3 億円	3 億円	3 億円	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	30 社	30 社	30 社												
令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																															
5,054 億円	5,198 億円	5,342 億円																															
令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																															
3 億円	3 億円	3 億円																															
令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																															
30 社	30 社	30 社																															
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 また、更なる情報通信関連企業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光など他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約 14 億円であり、令和6年度の一人当たり県民所得のうち企業所得及び雇用者報酬の向上に一定程度寄与していると考えられる。																														
10	有効性等	①	適用数 1 過去5年間の適用数 (単位:件) <table><tr><td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>13</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>14</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>事業税</td><td>14</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>7</td></tr></table> ※令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和7年度は沖縄県調査による。法人住民税及び事業税は各国税措置の合計としている。 2 今後の適用数の見込み		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	所得控除	1	1	1	1	1	投資税額控除	13	8	6	5	6	法人住民税	14	9	7	6	7	事業税	14	9	7	6	7
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																												
所得控除	1	1	1	1	1																												
投資税額控除	13	8	6	5	6																												
法人住民税	14	9	7	6	7																												
事業税	14	9	7	6	7																												

			(単位: 件)					
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
		所得控除	2	3	4	5		
		投資税額控除	12	14	14	14		
		法人住民税	14	17	18	19		
		事業税	14	17	18	19		
		【算定根拠】 令和 8 年度以降の見込みについては、【別紙】情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)を参照。なお、法人住民税及び事業税は各国税の措置の合計としている。						
	②	適用額	1 過去5年間の適用額 (単位: 百万円)					
				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		所得控除	3	2	4	8	8	
		投資税額控除	526	104	330	119	234	
		法人住民税	37	7	23	8	17	
		事業税	0	0	0	0	0	
	②	適用額	2 今後の適用額の見込み (単位: 百万円)					
				令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		所得控除	13	19	26	32		
		投資税額控除	386	424	424	424		
		法人住民税	27	34	35	35		
		事業税	1	1	2	2		
	②	適用額	【算定根拠】 ※国税については、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」(総務省)。 ※令和7年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。法人住民税は、国税の減収額に税率 7% 乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額(所得控除)に税率 6.47% を乗じて算定。 ※令和 8 年度以降の見込みについては、【別紙】情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)を参照。なお、法人住民税は国税の減収額に税率 7% 乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額(所得控除)に税率 6.47% を乗じて算定。					
			③	減収額	1 過去5年間の減収額 (単位: 百万円)			
					項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		国 税	所得控除	1	1	1	2	2
			投資税額控除	526	104	330	119	234

				地方税	法人住民税 (所得控除分)	0	0	0	0	0
					法人住民税 (投資税額控除分)	37	7	23	8	16
					事業税 (所得控除分)	0	0	0	0	0
2. 今後の減収見込み										
(単位:百万円)										
		項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度				
国 税		所得控除	3	5	6	7				
		投資税額控除	386	424	424	424				
地 方 税		法人住民税 (所得控除分)	0	0	0	0				
		法人住民税 (投資税額控除分)	27	30	30	30				
		事業税 (所得控除分)	1	1	2	2				
【算定根拠】 ※国税の令和3年度から令和6年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における実績に基づいて算出。令和7年度以降は、沖縄県調査及びそれに基づき試算(【別紙】情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)参照)。 ※法人住民税及び事業税について、令和3年度から令和6年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※令和7年度から令和11年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額(所得控除)に税率6.47%を乗じて算定。										
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 1 前回の政策目的の達成状況 令和4年度から令和6年度における測定指標では、税制を活用した新規立地企業数が7社以上/年間、労働生産性上昇率を1%以上向上/3年間としており、令和7年度から令和8年度における測定指								

標は、税制を活用した新規立地企業数が2社以上/年間、労働生産性上昇率が1.2%/年間としている。(制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2社以上とし、労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いた。)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
立地企業数	531	528	588	—
労働生産性 上昇率	—	1.07%	1.22%	0.99%
税制活用新 規立地企業 数	0	0	1	0

(1)県内に立地した情報通信関連企業の増加

前回の測定指標(令和7年度から令和8年度)期間中に税制を活用した新規立地企業数はなかったが、新たに対象地域に立地した企業数は、令和5年度から6年度において60社増加している。

なお、新規立地企業が事業認定を受ける際の専ら要件を満たすことができる企業が少ないこと等により税制適用新規立地企業の実績が少なかったと県では分析している。しかしながら、税制上の負担軽減効果が大きく、集積をめざす企業への利便性が高いことから、今後の情報通信インフラが整うにつれて、そのうえで新しい産業用途に活用するニーズが増えることがヒアリング結果などから想定されることから本制度の継続が必要。

(2)情報通信関連企業の労働生産性向上

令和4年度以降、税制を活用するためには、主務大臣確認において設定した条件の付加価値額が年1.5%以上の見込みであることを要件としている。

令和4年度税制改正要望時に「沖縄の一人当たり県民所得の直近5年間の年平均伸び率(1.0%)や他の中小企業向けの税制措置(賃上げ促進税制等)の適用基準(給与の増加率1.5%)を踏まえ、沖縄県や関係省庁とも調整の上、付加価値額の年1.5%以上に設定し、「情報通信産業振興計画」(令和4年沖縄県)において、令和13年度末までの10年間で認定事業者の労働生産性20%以上の増加を目標値に設定している。労働生産性の計算方法については、「情報通信産業振興地域・特別地区の手引き」(令和7年沖縄県)において、労働生産性＝付加価値額／常用労働者数で算出することとされており、各年度の実施計画実施状況報告書で報告されている数値を元に沖縄県で算出した。指標は達成していないものの、近い数値となっており、一定の効果があつたものと考えられる。

2 今回の政策目的の達成状況

・情報通信産業の売上高

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,031 億円	4,464 億円	4,794 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2 億円	39 億円	13 億円

・情報通信産業の新規立地企業数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
-------	-------	-------

			35 社	4 社	—
			3 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数及び本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率を設定していた。 令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度を踏まえて本税制措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本税制がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。		
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 1 前回設定した目標に対する効果 前回設定した令和7年度から令和8年度における測定指標は、税制を活用した新規立地企業数が2社以上/年間、労働生産性上昇率が1.2%/年間としている(制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2社以上とし、労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いた。)。当該期間中に税制を活用した新規立地企業数については、令和7年度は実績がなく、令和8年度は現時点では実績値が把握できていないため直接的効果は不明であるが、新たに対象地域に立地した企業数は、令和5年度から6年度において60社増加している。 新規立地企業が本税制措置を活用するタイミングは企業の投資計画、資金調達、経営状況等にも影響されるため、増加した60社が今後税制を活用する見込みはある。また、税制措置があることは、立地を目指す企業にとり、進出に対する前向きな検討につながり、さらに、情報通信インフラが整うにつれて、関連産業にも税制の活用が見込まれることから、波及的な効果が期待できる。 令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加額は14億円であるところ、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 上記参照 沖縄県「県民経済計算」 沖縄県「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」 沖縄県「ITセンサス報告書」 沖縄県「情報通信産業振興計画」同「実施状況報告書」		
			2 今回新たに設定した目標に対する効果 ＜今後の見込み:再掲＞ ・情報通信産業の売上高		
			令和9年度 5,054億円	令和10年度 5,198億円	令和11年度 5,342億円
			・本税制活用設備投資額		
			令和9年度 3億円	令和10年度 3億円	令和11年度 3億円

・情報通信産業の新規立地企業数

令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
30 社	30 社	30 社

・今後の適用数の見込み

(単位:件)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
所得控除	2	3	4	5
投資税額控除	12	14	14	14
法人住民税	14	17	18	19
事業税	14	17	18	19

・今後の適用額の見込み

(単位:百万円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
所得控除	13	19	26	32
投資税額控除	386	424	424	424
法人住民税	27	34	35	35
事業税	1	1	2	2

＜達成目標に対する将来の効果予測＞

(1) 情報通信産業の売上高

税制活用事業者は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値を一定程度以上とする要件を満たす必要があるため、高機能化が図られることにより売上高を増加させる効果が見込まれるが、税制活用事業者以外の事業者による売上高も含まれており、精緻に切り分けて見込みを算出することは難しい。

(2) 本税制活用事業者の設備投資額

令和 9 年から令和 11 年までの見込みについては、投資税額控除の適用見込み数が 14 件であり、令和 4 年から令和 6 年の本税制活用事業者の設備投資額の平均額が 1.4 億円（同期間における事業者から提出された実施状況報告書の実績設備投資総額 54 億円、税制活用事業者数 39 件から算出）であることから、年間約 20 億円の設備投資額が見込まれる。また、立地企業数については、令和 6 年度に 588 社となっており、令和 7 年度から令和 11 年度の立地企業目標は、上記のとおり各年度 30 社としており、令和 8 年は 648 社、令和 9 年 678 社、令和 10 年 708 社、令和 11 年 738 社を見込んでいる（沖縄県）。

立地企業数が増加することにより、情報通信産業の売上高を増加させ県民所得を高める効果が見込まれる。

(3) 情報通信産業の新規立地企業数

立地企業数については、令和 9 年度から令和 11 年度にかけては 30 社を見込んでいる（「情報通信産業振興計画」（令和 4 年 8 月 沖縄県）において、新規立地企業数を令和 4 年度から令和 13 年度までに 300 社と見込んでいることを踏まえ、同期間における平均増加数を基に設定）。

立地企業数が増加することにより、情報通信産業の売上高を増加させ県民所得を高める効果が見込まれる。

直接的な効果について、本特例措置がなかった場合と比較した設備

			投資額の増加分の分析は困難であるが、(2)に記載したとおり、今後も引き続き本税制を活用した設備投資が行われることが見込まれている。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件(情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている)が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。 また、投資税額控除については、令和4年以降、一桁の適用実績となっているが、この理由として、本税制措置は通信インフラ事業者の電気通信業の投資を中心に年間12件前後(月単位でまとめて申請がある)あるものの、通信インフラ事業者の数自体は数社に限定されていることが原因と考えられる。また、本税制措置は、企業の業績によって十分活用できない場合もある。 しかしながら、所得控除は他の特例措置と比較して適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいこと、また、投資税額控除は適用企業にとって利便性があるため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できる。所得控除の適用数が僅少である状況を踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることから、本特例措置の継続は必要である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	情報通信関連企業の雇用等により、情報通信産業の売上高は令和4年度から令和6年度において763億円増加しており、本制度による令和4年度の減収額3億円(国税1億円+地方税2億円)と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和6年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税8） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税10）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人は7%）が選択適用できる。 《要望の内容》 企業の生産性向上投資を促す中小企業経営強化税制を、成長志向の企業のさらなる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、メリハリをつけ、インセンティブの強化を行う。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		総務省情報流通行政局参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加

			令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 令和 7 年度 2 年間の延長(令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長) 100 億円企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設
8	適用又は延長期間		令和9年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業庁 KPI として設定した、労働生産性を 5 年間で 15% 向上(令和 7 年度比として、令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間) なお、税制の延長期間の最終年度において達成すべき目標値を令和 7 年度(2025 年度)比で令和 10 年度までに 9% 向上と設定する。
		④ 政策目的に	本特例措置により、事業者は特別償却又は税額控除による税負担

		対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	の軽減を受けることができるため、設備投資に伴う資金負担が軽減される。 これにより、中小企業者等による生産性向上に資する設備投資が促進され、従業員一人当たりの設備装備の充実や設備の高度化が図られる。 その結果、資本装備率の向上を通じて労働生産性が向上し、中小企業の成長力及び競争力の強化につながる。 さらに、中小企業者等の成長を通じて地域経済の活性化や雇用の維持・拡大に寄与することから、本措置は政策目的である中小企業者等の設備投資促進及び成長の底上げに資するものである。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和3年度:16,266件 令和4年度:14,973件 令和5年度:13,609件 令和6年度:12,891件 令和7年度:12,930件 税額控除 令和3年度:7,653件 令和4年度:7,596件 令和5年度:7,569件 令和6年度:7,667件 令和7年度:7,690件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和7年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和8年度:12,968件 令和9年度:13,007件 令和10年度:13,046件 税額控除 令和8年度:7,713件 令和9年度:7,736件 令和10年度:7,759件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和5年度から令和7年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、0.3%。今後、令和6年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和4年度:16.9% 令和5年度:17.2%(前年比 0.3%ポイント)

			令和 6 年度:17.1%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 7 年度:17.8%(前年比 0.7%ポイント) 平均 0.3%ポイント ※令和 9 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
			【算定根拠】 上記記載の通り。
		② 適用額	○実績 特別償却 令和 3 年度:4,885 億円 令和 4 年度:5,005 億円 令和 5 年度:4,810 億円 令和 6 年度:4,792 億円 令和 7 年度:4,806 億円 税額控除 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:131 億円 令和 6 年度:138 億円 令和 7 年度:138 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 8 年度:4,821 億円 令和 9 年度:4,835 億円 令和 10 年度:4,850 億円 税額控除 令和 8 年度:138 億円 令和 9 年度:138 億円 令和 10 年度:139 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算出。
			【算定根拠】 上記記載の通り。
		③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却

			令和 3 年度:799 億円 令和 4 年度:772 億円 令和 5 年度:726 億円 令和 6 年度:720 億円 令和 7 年度:722 億円 税額控除 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:131 億円 令和 6 年度:138 億円 令和 7 年度:138 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基 に試算した減収額(実績集計) ※令和 7 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため 見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:54 億円 令和 5 年度:51 億円 令和 6 年度:50 億円 令和 7 年度:50 億円 税額控除 令和 3 年度:8 億円 令和 4 年度:8 億円 令和 5 年度:9 億円 令和 6 年度:10 億円 令和 7 年度:10 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率 7%をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 3 年度:469 億円 令和 4 年度:480 億円 令和 5 年度:460 億円 令和 6 年度:459 億円 令和 7 年度:460 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税所得割の標準税率 (7%)を乗じて法人事業税の減収見込額を算出し、当該法人事業税減 収額に特別法人事業税率(37%)を乗じて算出した減収見込額を加算 して算出。 ○見込み
--	--	--	--

		●法人税 特別償却 令和 8 年度:724 億円 令和 9 年度:726 億円 令和 10 年度:728 億円 税額控除 令和 8 年度:138 億円 令和 9 年度:139 億円 令和 10 年度:139 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 8 年度:50 億円 令和 9 年度:50 億円 令和 10 年度:51 億円 税額控除 令和 8 年度:10 億円 令和 9 年度:10 億円 令和 10 年度:10 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 8 年度:462 億円 令和 9 年度:463 億円 令和 10 年度:466 億円 ※実績と同様に算出。
		【算定根拠】 上記記載の通り。
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 前回の事前評価においては、「労働生産性を 2020 年度比で 5%向上させる」ことを達成目標として設定していた※。 財務省「法人企業統計」を基に算出した中小企業の労働生産性は、2020 年度の 520 万円から 2024 年度には 586 万円となり、2020 年度比で 12.7%向上している。このため、前回評価時に設定した達成目標である「2020 年度比 5%向上」(546 万円)については既に達成していることが確認できる。 また、本特例措置は、生産性向上に資する設備投資に対して税制上の支援を講じることにより、中小企業者等の設備投資を後押しするものである。実際に、本制度の利用企業では、非利用企業と比較して

資本装備率及び労働生産性の向上が確認されており、本特例措置が設備投資を通じて労働生産性の向上に寄与していることが認められる。したがって、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であったと評価している。

なお、労働生産性の将来的な見込みについては、中小企業庁 KPI として、2025 年度比で 2030 年度までに労働生産性を 15%向上させる目標を設定しているところである。

このため、本評価では、中小企業庁 KPI の達成に向けて労働生産性が継続的に向上することを見込み、本特例措置による生産性向上設備への投資促進を通じて、その達成に寄与するものと考えている。

※2020 年度から 2024 年度の労働生産性の推移は以下の通り。2020 年度:520 万円

2021 年度:527 万円

2022 年度:543 万円

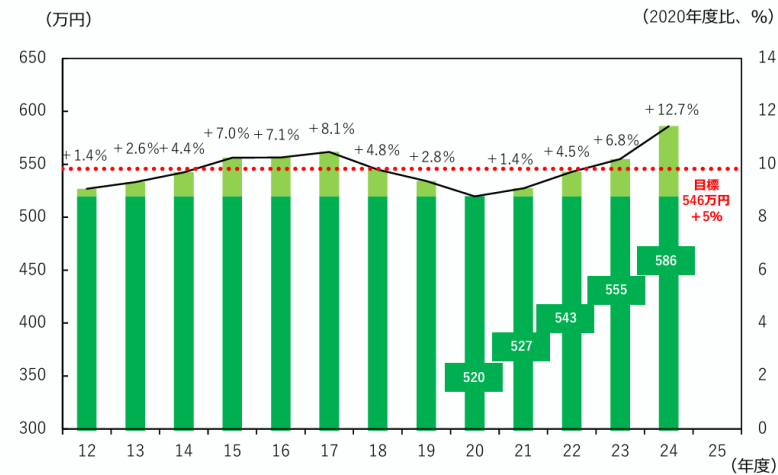
2023 年度:555 万円

2024 年度:586 万円

※労働生産性＝付加価値額(当期末)÷期中平均従業員数(当期末)
※付加価値(当期末)＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
(参考文献):中小企業庁 HP_中小企業政策の新たな KPI の設定について

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/044/dl/003.pdf>



資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。

2020 年度:520 万円

2024 年度:586 万円

伸び率:+12.7%

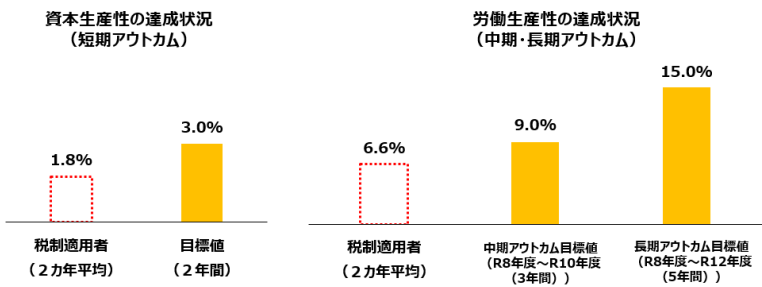
《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

中小企業経営強化税制の適用を受けた事業者については、税制非適用者と比較して設備投資が促進され、資本生産性及び労働生産性の向上が確認されている。

具体的には、税制適用者の資本生産性の伸び率は、2年間平均で1.8%となっており、税制非適用者の0.7%を上回っている。また、労働生産性についても、税制適用者の2年間平均は6.6%となっており、制度が目標としている中期アウトカム(3年間累計9%)及び長期アウトカム(5年間累計15%)の達成に向けて一定の改善効果が確認されている。

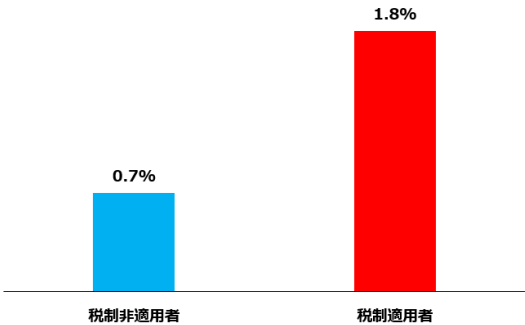
このように、本税制は中小企業者等による生産性向上に資する設備投資を後押しし、資本装備の高度化や労働生産性の向上を通じて、租税特別措置等により達成しようとする目標の実現に寄与していると解する。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。
※1 資本生産性＝付加価値額／有形固定資産
※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課
※3 労働生産性＝付加価値額／従業員数
※4 資本生産性の向上率は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2カ年平均としている。(令和5年度：N=217、令和4年度：N=256)
※5 労働生産性の向上率は※4の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和5年度：N=216、令和4年度：N=255)

税制適用者と税制非適用者における
資本生産性の向上率



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。
※1 資本生産性＝付加価値額／有形固定資産
※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課
※3 税制適用者は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2カ年平均としている。(令和5年度：N=217、令和4年度：N=256)
※4 税制非適用者は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和5年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出している。(N=1,171)

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は、令和6年度適用件数として20,558件の活用がされている税制であり、多くの事業者にとって、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなっている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。 さらには、本特例措置は、生産性向上に資する設備投資を幅広く促進することを目的としているが、設備投資の内容や実施時期は各事業者の経営環境や事業計画によって大きく異なる。 このため、あらかじめ対象者や採択時期を限定する補助金等による支援では、多数の中小企業者による機動的な設備投資需要に十分対応することが困難である。 一方、本特例措置は、一定の政策要件を満たした設備投資について、事業者が投資判断を行う時点で活用可能な仕組みであり、多様な業種・地域・投資内容に対応しつつ、全国規模で継続的かつ広範な設備投資を促進することができる。 このため、中小企業の設備投資を広く後押しするという政策目的を達成する手段として、租税特別措置を講ずることが必要かつ適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制は、いずれも中小企業者等の設備投資を促進し、生産性向上を図ることを目的としているが、政策上担う役割は異なる。 中小企業投資促進税制は、計画認定を要件とせず幅広い設備投資

			を対象とすることにより、中小企業者等による設備投資全般を下支えし、設備投資の裾野拡大を担う措置である。 一方、中小企業経営強化税制は、経営力向上計画の認定を受けた事業者による生産性向上設備等への投資を対象としており、経営課題の解決や付加価値向上に資する質の高い設備投資を重点的に促進する措置である。特に、工業会証明や投資計画確認等を通じて、生産性向上又は収益力強化に資する設備に対象を限定している点に特徴がある。 このため、中小企業投資促進税制が設備投資の「量」の確保を通じて中小企業全体の生産性向上を支える措置であるのに対し、中小企業経営強化税制は生産性向上効果の高い設備投資への重点的な支援を通じて、中小企業者等の経営力向上を実現する措置として位置付けられる。両制度は相互補完的に機能することで、労働生産性向上という共通の政策目的の実現に寄与している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 6 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税9) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税11)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局		総務省情報流通行政局参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:令和3年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上) 平成12年度1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長)

			長) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2 年間の延長(令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和 3 年度 2 年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和 7 年度 2 年間の延長(令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長)
8	適用又は延長期間		令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和 10 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②の指標を全て満たすことを目標とする。 ① 資本装備率の向上 令和 7 年度又は令和 8 年度のいずれかの 1 年間で資本装備率 23.0%向上 ② 労働生産性の向上

			中小企業庁 KPI として設定した、労働生産性を 5 年間で 15% 向上 (令和 7 年度比として、令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間) なお、税制の延長期間の最終年度において達成すべき目標値を 令和 7 年度(2025 年度)比で令和 10 年度までに 9% 向上と設定 する。 なお、今般新たに指標を変更した理由としては、旧指標は設備投資 行動を測るアウトプットに近い指標であったが、政策目的である「生産 性向上・経営基盤強化」を直接測定するには限界があった。一方、新 指標は政策目的そのものを測定するアウトカム指標であるとしたため、 指標を変更した。
		④	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与 本特例措置により、事業者は特別償却又は税額控除による税負担 の軽減を受けることができるため、設備投資に伴う資金負担が軽減さ れる。 これにより、中小企業者等による生産性向上に資する設備投資が促 進され、従業員一人当たりの設備装備の充実や設備の高度化が図ら れる。 その結果、資本装備率の向上を通じて労働生産性が向上し、中小 企業の成長力及び競争力の強化につながる。 さらに、中小企業者等の成長を通じて地域経済の活性化や雇用の 維持・拡大に寄与することから、本措置は政策目的である中小企業者 等の設備投資促進及び成長の底上げに資するものである。
10	有効性 等	①	適用数 ○実績 特別償却 令和 3 年度:23,133 件 令和 4 年度:21,339 件 令和 5 年度:20,853 件 令和 6 年度:20,696 件 令和 7 年度:20,758 件 税額控除 令和 3 年度:28,630 件 令和 4 年度:29,254 件 令和 5 年度:31,180 件 令和 6 年度:33,782 件 令和 7 年度:33,883 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと 同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 8 年度:20,820 件 令和 9 年度:20,883 件 令和 10 年度:20,945 件

		税額控除 令和 8 年度:33,985 件 令和 9 年度:34,087 件 令和 10 年度:34,189 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 5 年度から令和 7 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、0.3%。今後、令和 6 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和 4 年度:16.9% 令和 5 年度:17.2%(前年比 0.3%ポイント) 令和 6 年度:17.1%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 7 年度:17.8%(前年比 0.7%ポイント) 平均 0.3%ポイント
		【算定根拠】 上記記載の通り。
	② 適用額	○実績 特別償却 令和 3 年度:1,934 億円 令和 4 年度:1,814 億円 令和 5 年度:1,914 億円 令和 6 年度:1,987 億円 令和 7 年度:1,993 億円 税額控除 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:211 億円 令和 6 年度:239 億円 令和 7 年度:240 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 8 年度:1,999 億円 令和 9 年度:2,005 億円 令和 10 年度:2,011 億円 税額控除 令和 8 年度:241 億円 令和 9 年度:241 億円

			令和 10 年度:242 億円 上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算出。 【算定根拠】 上記記載の通り。
	③	減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和 3 年度:315 億円 令和 4 年度:274 億円 令和 5 年度:304 億円 令和 6 年度:327 億円 令和 7 年度:328 億円 税額控除 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:211 億円 令和 6 年度:239 億円 令和 7 年度:240 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 7 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和 3 年度:22 億円 令和 4 年度:19 億円 令和 5 年度:21 億円 令和 6 年度:23 億円 令和 7 年度 23 億円 税額控除 令和 3 年度:13 億円 令和 4 年度:13 億円 令和 5 年度:15 億円 令和 6 年度:16 億円 令和 7 年度:17 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:52 億円

			令和 5 年度:55 億円 令和 6 年度:57 億円 令和 7 年度:60 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税所得割の標準税率(7%)を乗じて法人事業税の減収見込額を算出し、当該法人事業税減収額に特別法人事業税率(37%)を乗じて算出した減収見込額を加算して算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和 8 年度:329 億円 令和 9 年度:330 億円 令和 10 年度:331 億円 税額控除 令和 8 年度:241 億円 令和 9 年度:241 億円 令和 10 年度:242 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 8 年度:23 億円 令和 9 年度:23 億円 令和 10 年度:23 億円 税額控除 令和 8 年度:17 億円 令和 9 年度:17 億円 令和 10 年度:17 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 8 年度:62 億円 令和 9 年度:64 億円 令和 10 年度:67 億円 ※実績と同様に算出。 【算定根拠】 上記記載の通り。
--	--	--	---

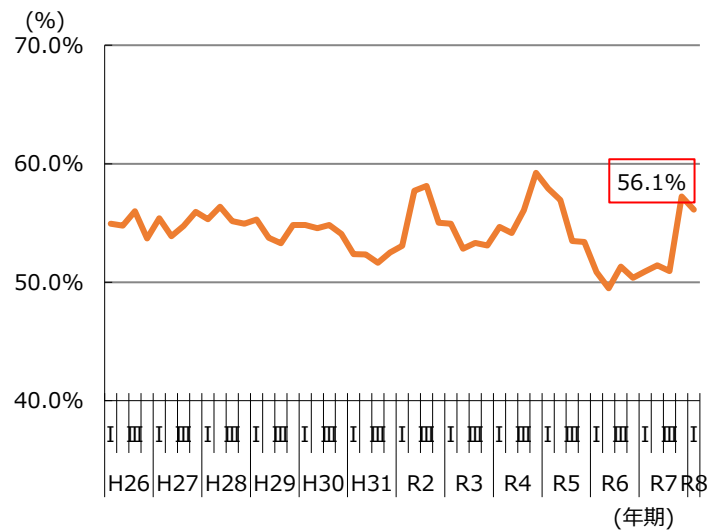
④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

前回評価書で設定した、①設備投資対キャッシュフロー比率の向上(80%超)、②設備投資実施企業割合の向上(30%超)及び③生産・営業用設備 DI(±5pt))の実現状況については、設備投資対キャッシュフロー比率については50%台で推移しており未達であったが、設備投資実施企業割合については38%付近に推移しており達成している。また、生産・営業用設備 DIについても▲4ptとなっており達成が確認された。

一方で、人手不足や物価高等の影響が継続していることから、中小企業者等の設備投資環境はいまだ十分に改善したとは言えず、引き続き設備投資を後押しする必要がある。

① 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率

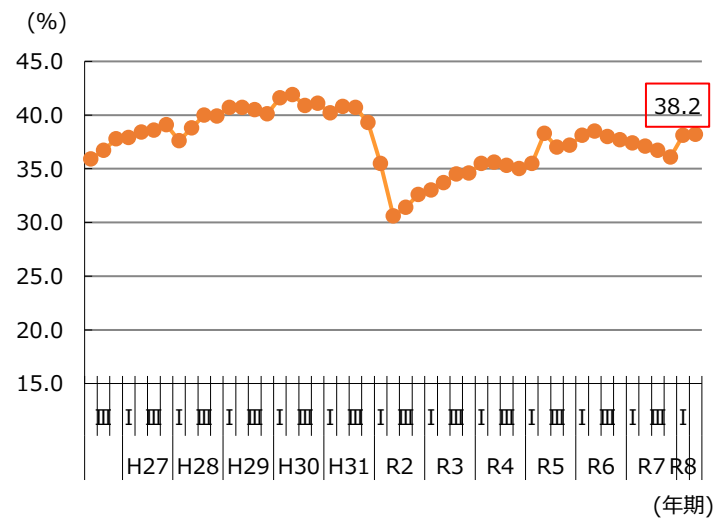


資料:財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

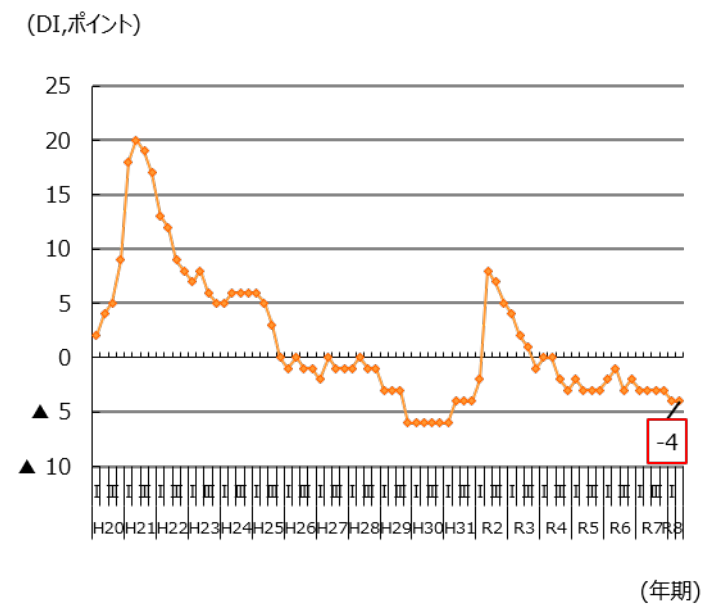
キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。

② 設備投資実施割合



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

③ 生産・営業用設備 DI



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでの中小企業とは、資本金 2,000 万円以上 1 億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備 DI は、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

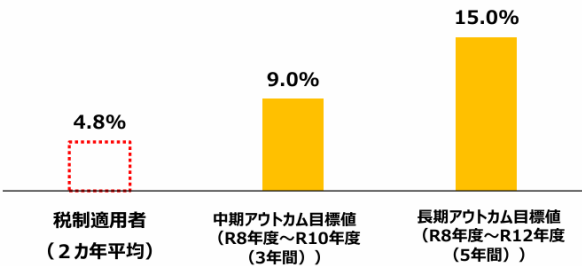
《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置は、中小企業者等による設備投資を促進し、資本装備率の向上を通じて生産性向上を図るものである。実際に、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は23.0%であり、非適用企業の10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は2カ年平均で4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。

他方で、中小企業全体の労働生産性については、政府目標である3年間で9%、5年間で15%の向上に向けて更なる改善が必要であり、人手不足や金利のある経済への対応が求められる中、本措置を通じて、生産性向上設備への投資を促進し、資本装備率の向上を通じて労働者一人当たりの付加価値創出能力を高めることで、労働生産性の向上を引き続き図る必要がある。

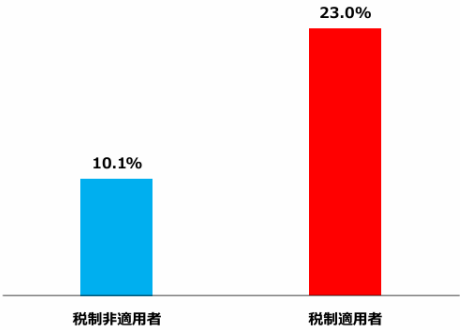
【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

労働生産性の達成状況
(中期・長期アウトカム)



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。
※1 資本装備率＝有形固定資産／従業員数
※2 労働生産性＝付加価値額／従業員数
※3 付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課
※4 資本装備率の向上率は、令和5年度に中小企業投資促進税制を適用した者の資本装備率の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2カ年平均としている。(令和5年度：N＝332、令和4年度：N＝375)
※5 労働生産性の向上率は※4の資本装備率の向上率と同様の方法で算出している。(令和5年度：N＝332、令和4年度：N＝375)

税制適用者と税制非適用者における
資本装備率の向上率



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。
※1 資本装備率＝有形固定資産／従業員数
※2 税制適用者は、令和5年度に中小企業投資促進税制を適用した者の資本装備率の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2カ年平均としている。(令和5年度：N＝332、令和4年度：N＝375)
※3 税制非適用者は、令和5年度に中小企業投資促進税制を適用した者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和5年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その資本装備率の総数について前年度からの向上率を算出している。(N＝1,198)

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は、令和6年度適用件数として、54,478件の活用がされている税制であり、多くの中小企業者の経営基盤を下支えする重要な税制であると言える。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は、中小企業者等の設備投資を促進し、生産性向上を図るためのものである。税制適用企業では資本装備率の向上が確認されるなど一定の政策効果が認められており、中小企業の経営基盤の強化を通じた経済活性化の観点から、税収減は是認されるものと解する。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、補助金等の予算措置は予算額の制約から対象事業者や対象設備が限定されるほか、公募・審査を要するため迅速な投資判断への対応が困難な場合がある。一方、本措置は要件を満たす中小企業者等が広く活用可能であり、事業者が自らの経営判断に基づき設備投資を実施する際の税負担を軽減することで、幅広い設備投資を促し、企業の行動変容を後押しすることができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。 本税制と中小企業経営強化税制との違いは、本特例措置と同様に中小企業の生産性向上を目的としているものの、租税特別措置は最終的な政策目的のみならず、対象設備や適用要件等を通じて異なる投資行動を促すものである。 中小企業経営強化税制は、経営力向上計画の認定等を前提として、生産性向上に資する設備への重点的な投資やより成長志向の強い設備に対して措置する制度である一方、本特例措置は、より幅広い設備投資を対象として中小企業全体の設備投資促進を通じて経営基盤を強化していく税制である。

		③	地方公共団 体が協力す る相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、 中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資す る。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和 6 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		技術研究組合の所得の計算の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 10）、法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1 円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。 《要望の内容》 適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 《関係条項》 法人税（租税特別措置法第 66 条の 10、租税特別措置法施行令第 39 条の 21）
5	担当部局		総務省 国際戦略局 技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 5 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定（5 年間） 昭和 60 年度 適用期限延長（2 年間） 昭和 62 年度 適用期限延長（2 年間） 平成元年度 適用期限延長（2 年間） 平成 3 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 5 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 7 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 9 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 11 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 13 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 15 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 17 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 19 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 21 年度 適用期限延長（2 年間） [平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成 23 年度 適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 27 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長（3 年間）

			令和 3 年度 適用期限延長(3 年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和 6 年度 適用期限延長(3 年間) 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定								
8	適用又は延長期間		3 年間(令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日)								
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ■第 7 期科学技術・イノベーション基本計画(令和 8 年 3 月 27 日閣議決定) 第 7 章 推進体制・ガバナンスの改革 1.官民の研究開発投資の確保等 このため、2026 年度から 2030 年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融资や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は 60 兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は 180 兆円を目標とする。								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和 9 年度概算要求における政策体系図 【基本計画】 V. 情報通信(ICT 政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進								
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 (企業の社外支出研究費※の額:年率 11.5%増加(令和 9 年度～令和 11 年度)) ※ 企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費(海外への支出を除く)(以下、同じ)								
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金(益金)の額が減価償却の額(損金)を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。								
10	有効性等	① 適用数	➤ 令和 5～7 年度(過去) <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th></tr> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td><td>10</td><td>5</td><td>14</td></tr> </table>	年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	適用件数 (組合数)	10	5	14
年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度								
適用件数 (組合数)	10	5	14								

		➤ 令和 8～11 年度(将来) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>適用件数 (組合数)</td><td>10</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> 【算定根拠】 ・令和 5～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和 7 年度以降は、令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。なお、記載に当たり、何らの計算(推計)を行っていない。	年度 区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用件数 (組合数)	10	7	6	6																																												
年度 区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																																																				
適用件数 (組合数)	10	7	6	6																																																				
②	適用額	➤ 令和 5 年度～令和 7 年度(過去) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td>適用額 (百万円)</td><td>1,559</td><td>687</td><td>249</td></tr></table> ➤ 令和 8 年度～令和 11 年度(将来) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>適用額 (百万円)</td><td>291</td><td>579</td><td>104</td><td>104</td></tr></table> 【算定根拠】 ・令和 5～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和 7 年度以降は、令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用額(経産省調査)に基づき記載。	年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	適用額 (百万円)	1,559	687	249	年度 区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用額 (百万円)	291	579	104	104																																				
年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																																																					
適用額 (百万円)	1,559	687	249																																																					
年度 区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																																																				
適用額 (百万円)	291	579	104	104																																																				
③	減収額	➤ 令和 5 年度～令和 7 年度(過去) (百万円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>81</td><td>26</td><td>10</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>25</td><td>11</td><td>1</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>102</td><td>45</td><td>3</td></tr><tr><td>特別法人事業税</td><td>38</td><td>17</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>246</td><td>98</td><td>15</td></tr></table> ➤ 令和 8 年度～令和 11 年度(将来) (百万円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>12</td><td>23</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>4</td><td>7</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>特別法人事業税</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>17</td><td>34</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ 四捨五入の関係から合計数が一致しない。 【算定根拠】 令和 5～6 年度は以下のとおり算出 ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の	年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	法人税	81	26	10	法人住民税	25	11	1	法人事業税	102	45	3	特別法人事業税	38	17	1	合計	246	98	15	年度 区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	法人税	12	23	4	4	法人住民税	1	2	0	0	法人事業税	4	7	1	1	特別法人事業税	1	3	1	1	合計	17	34	6	6
年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																																																					
法人税	81	26	10																																																					
法人住民税	25	11	1																																																					
法人事業税	102	45	3																																																					
特別法人事業税	38	17	1																																																					
合計	246	98	15																																																					
年度 区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																																																				
法人税	12	23	4	4																																																				
法人住民税	1	2	0	0																																																				
法人事業税	4	7	1	1																																																				
特別法人事業税	1	3	1	1																																																				
合計	17	34	6	6																																																				

		適用額に法人税率(23.2%)を乗じて算出。 ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。 ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」より記載。 ・特別法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「特別法人事業税」より記載。 令和 7～11 年度は以下のとおり推定 ・法人税:適用額×係数(17.2%)×税率(23.2%) ・法人住民税:法人税×税率(7.0%) ・法人事業税:適用額×係数(17.2%)×税率(7.0%) ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37%) なお、係数は令和 4～6 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 (各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)																											
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ➤ 令和 5 年度～令和 7 年度 <table><tr><th>区分</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>29,817</td><td>37,914</td><td>51,286</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ➤ 令和 8 年度～令和 11 年度 <table><tr><th>区分</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>社外支出 研究費(億円)</td><td>17,588</td><td>19,439</td><td>21,485</td><td>23,746</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ※ 事業費、設立組合数の算出方法 ・令和 5～令和 7 各年度は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合について経産省調査に基づき記載(なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載)。 ※ 社外支出研究費の算出方法 ・令和 6 年度の社外支出研究費の対前年度増加率と同じ伸び率とした上で、予測値を記載。 ・令和 7 年度(見込み)の社外支出研究費は、令和 6 年度実績の対前年度増加率(10.5%)を乗じたものであり、令和 8～11 年度(見込み)の社外支出研究費も同様に算出。 <table><tr><th>区分</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度 (見込み)</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr></table>	区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	事業費 (百万円)	29,817	37,914	51,286	設立組合数	6	2	2	区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	社外支出 研究費(億円)	17,588	19,439	21,485	23,746	区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度 (見込み)
区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																										
事業費 (百万円)	29,817	37,914	51,286																										
設立組合数	6	2	2																										
区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																									
社外支出 研究費(億円)	17,588	19,439	21,485	23,746																									
区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度 (見込み)																									

					社外支出 研究費(億円)	13,028	14,399	15,914	17,588
					対前年度 増加率(%)		10.5%	10.5%	10.5%
				※ 企業の自己負担研究費(科学技術研究調査における「自己資金から支出した研究費」)から海外への支出分を除いた数値を使用している。なお、2025 年科学技術研究調査は、2025 年 12 月に公表されているものの、最新の実績は 2024 年度(令和 6 年度)の数値である。					
				○所期の目標の達成状況 所期の目標の達成状況は令和 5～7 年度(過去)の表のとおりであり、組合の設立及び事業費の増加を達成している。 なお、租税特別措置の見直しにおいては、官民合わせた研究開発投資の総額の増加を目標としており、目標値を 180 兆円(2026 年度～2030 年度の総額、第 7 期科学技術・イノベーション基本計画)と設定している。引き続き本特例措置を活用することで、研究開発投資額を増額させ、科学とビジネスの好循環を実現し、当該目標に貢献することが望ましいと考えられる。					
				○達成目標の変更理由 所期の達成目標である組合の設立と事業費の増加は、本特例措置における短期アウトカムとして、本特例措置の効果を直接的に測定するものであった。 今般、政策目的である「試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のため環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究および研究開発投資の促進を図る」をより一層促進するため、本特例措置の効果をより明確に測定する観点から、「企業間及び産学の共同研究を活発化すること」を目標とし、定量的な数値目標(企業の社外支出研究費の額:年率 11.5%増加)を設定した。					
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 ・令和 7 年度までは、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握した。 令和 8 年度に実施した経産省調査によれば、令和 7 年度における技術研究組合の事業費は、51,286 百万円となっている。 その一方で、当該調査によれば本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっている。 以上のことから、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円(4.4%)増加させたと推計できる。 結果、本特例措置は技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進に貢献していることが示唆された。 ・今回の達成目標に対する過去の直接効果としては、社外支出研究費は前年度比 10.5%と増加傾向にあり(令和 5 年度実績:1.3 兆円、令和 6 年度実績:1.4 兆円)、目標をわずかに下回っているものの、概ね達成されていることから、本特例措置は社外支出研究費の額に十分寄					

			与している。 ・令和 8 年度以降の目標「企業間及び産学の共同研究を活発化すること(企業の社外支出研究費の額: 年率 11.5%増加)」に対しては、本特例措置によって、企業間及び産学の共同研究が活発化することにより、直接的な政策効果が発生すると考えている。 具体的には、本特例措置は技術研究組合の予見可能性を高め、共同研究を安定的に実施することが可能となり、共同研究の促進に貢献していると認められる。つまり、共同研究が活発化することによって、企業からの更なる参画が得られやすくなり、社外支出研究費の増加が促される。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・令和 7 年度事業費(本特例措置がない場合の推定事業費も含む)は、令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合について経産省調査に基づき記載(なお、令和 8 年 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載)。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は技術研究組合に対するものであるところ、圧縮記帳の適用対象となる試験研究用資産の購入は、一義的には組合事業の進捗によって異なるものである。そのため、進捗状況によっては、適用時期(年度)にばらつきが生じるものとなる。 また、技術研究組合数(令和 8 年 4 月 1 日時点)は47組合であり、本特例措置を活用した技術研究組合の実績(直近 3 か年度の適用件数の平均)を47組合で除した割合は、約 20%となっている。これは技術研究組合数との比較からすれば、決して少なくない実績であると考えられる。 加えて、本特例措置は、共同研究を推進するために、試験研究用資産の初年度購入に伴う税負担を軽減する効果を有するものである。そのため、適用実績が僅少であることをもって本特例措置をなくしてしまうことは、試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を低下させ、技術研究組合の円滑な研究開発事業につながらず、政策目的である「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」ことを達成することが困難となり、むしろ政策目的達成を阻害する要因の1つにもなり得るものである。
	⑤	税収減を是認する理由等	令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」や、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。 これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 また、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本特例措置は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからず適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、租税特別措置の方が、予見可能性が高く効果的である。 なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本特例措置により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットリングとなっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	技術研究組合を含め、共同研究及び研究開発投資の促進は地域を問わず取り組むべき課題。本特例措置を通じて技術研究組合の研究開発を後押しすることにより、各地域の企業や大学等における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月

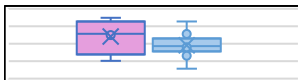
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等																																																																					
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	登録免許税：外（国税 11）																																																																					
		② 上記以外の税目	－																																																																					
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】																																																																					
4	内容		《現行制度の概要》 産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等といった事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。 <table><thead><tr><th>租税特別措置法第80条第1項</th><th colspan="2">措置の内容</th><th>通常の税率</th><th>強化法の特例</th><th>軽減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1号</td><td colspan="2">会社の設立、資本金の増加</td><td>0.7%</td><td>0.35%</td><td>0.35%</td></tr><tr><td>2号</td><td colspan="2">合併</td><td>0.15%</td><td>0.1%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>(括弧書きの部分)</td><td colspan="2">(資本金が増加する場合の合併)</td><td>0.7%</td><td>0.35%</td><td>0.35%</td></tr><tr><td>3号</td><td colspan="2">分割</td><td>0.7%</td><td>0.5%</td><td>0.2%</td></tr><tr><td rowspan="3">4号(売買)</td><td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td><td>土地</td><td>2.0%</td><td>1.6%</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>建物</td><td>2.0%</td><td>1.6%</td><td>0.4%</td></tr><tr><td colspan="2">船舶の所有権の取得</td><td>2.8%</td><td>2.3%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td rowspan="2">5号</td><td rowspan="2">合併時</td><td>不動産</td><td>0.4%</td><td>0.2%</td><td>0.2%</td></tr><tr><td>船舶</td><td>0.4%</td><td>0.3%</td><td>0.1%</td></tr><tr><td rowspan="2">6号</td><td rowspan="2">分割時</td><td>不動産</td><td>2.0%</td><td>0.4%</td><td>1.6%</td></tr><tr><td>船舶</td><td>2.8%</td><td>2.3%</td><td>0.5%</td></tr></tbody></table> 《要望の内容》 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の特例措置を令和12年3月31日まで延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第80条第1項第1号～第6号					租税特別措置法第80条第1項	措置の内容		通常の税率	強化法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併		0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割		0.7%	0.5%	0.2%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容		通常の税率	強化法の特例	軽減率																																																																			
1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%																																																																			
2号	合併		0.15%	0.1%	0.05%																																																																			
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%																																																																			
3号	分割		0.7%	0.5%	0.2%																																																																			
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																																			
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																																			
	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%																																																																			
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																																			
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																																			
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%																																																																			
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																																			
5	担当部局		総務省情報流通行政局参事官室																																																																					
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：平成30年4月～令和11年3月																																																																					
7	創設年度及び改正経緯		登録免許税率の軽減措置 平成25年度創設（平成26年1月～） 平成28年度2年間延長 平成30年度2年間延長 令和2年度2年間延長																																																																					

			令和 4 年度 2 年間延長 令和 6 年度 3 年間延長 (同様の措置を講じていた産活法における要望経緯) 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長 (但し平成 18 年以後、一部縮減) 平成 19 年度 措置拡充 (対象計画追加) 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長 (会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減 (産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる) 平成 24 年度 1 年間延長
8	適用又は延長期間		3 年間 (令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日まで)
9	必要性 等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、それに伴い新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編に伴い課税される登録免許税を軽減するものである。当該措置を講ずることで我が国事業者の戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力強化を推進していく必要がある。 《政策目的の根拠》 産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) (目的) 第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	法律の計画認定に基づく政策支援を通じ登録免許税の軽減を行うことで、合併や会社分割等に係るコストの低減を図り、企業の事業再編による経営資源の有効活用により、企業の生産性の向上を図る。 具体的には、令和 11 年度に、事業者の生産性 (ROI (投下資本利益率)) を令和 8 年度より 2 %ポイント又は、固定資産回転率 (売上高/有形固定資産+ソフトウェア) を令和 8 年度より 5 %向上させる。

		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	同種の措置を講じていた産活法及び産業競争力強化法の認定を受けた企業の生産性向上率は、日本国全体の生産性向上率等と比較した場合に高く、当該措置によるコストの低減を通じた政策目的の達成に大きく寄与している。																												
10	有効性等	①	適用数	(単位：件) <table><tr><td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>11</td><td>17</td><td>14</td><td>22</td><td>26</td><td>22</td></tr><tr><td>年</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>18</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr></table> 認定件数（業種別） 制度創設時 2014 年度～2025 年度の実績 ※適用件数と認定実績の件数は一致しない。 【算定根拠】 ・平成 30 年度～令和 6 年度は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。 ※令和 7 年度以降は、令和 4 年度～令和 6 年度の認定件数の平均。	年	平成30	令和1	2	3	4	5	適用件数	11	17	14	22	26	22	年	令和6	7	8	9	10	11	適用件数	18	22	22	22	22	22
年	平成30	令和1	2	3	4	5																										
適用件数	11	17	14	22	26	22																										
年	令和6	7	8	9	10	11																										
適用件数	18	22	22	22	22	22																										
		②	適用額	(単位：億円) <table><tr><td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>2,202</td><td>4,853</td><td>6,433</td><td>4,264</td><td>4,201</td><td>1,723</td></tr><tr><td>年</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>適用額</td><td>4,865</td><td>3,596</td><td>3,596</td><td>3,596</td><td>3,596</td><td>3,596</td></tr></table> ※減収額に比して適用額が巨大となるのは、課税ベースとなる金	年	平成30	令和1	2	3	4	5	適用額	2,202	4,853	6,433	4,264	4,201	1,723	年	令和6	7	8	9	10	11	適用額	4,865	3,596	3,596	3,596	3,596	3,596
年	平成30	令和1	2	3	4	5																										
適用額	2,202	4,853	6,433	4,264	4,201	1,723																										
年	令和6	7	8	9	10	11																										
適用額	4,865	3,596	3,596	3,596	3,596	3,596																										

		額が大きいことによるもの																												
		【算定根拠】 ・平成30年度～令和6年度は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。 ・令和7年度以降は、令和4年度～令和6年度の適用額の平均。																												
③	減収額	(単位：億円) <table><tr><td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>減収額</td><td>5.5</td><td>43.4</td><td>49.3</td><td>39.1</td><td>45.8</td><td>18.5</td></tr><tr><td>年</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>減収額</td><td>66.3</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>50.0</td></tr></table> 【算定根拠】 ・平成30年度～令和6年度は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。 ・令和7年度以降は、「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和8年度予算ベース）」の計数を記載。	年	平成30	令和1	2	3	4	5	減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	年	令和6	7	8	9	10	11	減収額	66.3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
年	平成30	令和1	2	3	4	5																								
減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5																								
年	令和6	7	8	9	10	11																								
減収額	66.3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0																								
④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 （分析対象期間：平成30年4月～令和7年3月） OROA（令和4年度よりROIIC） 基準年度と比較し、計画最終年度に2%ポイント以上向上した事業者は、75%であった。 ○固定資産回転率 基準年度と比較し、計画最終年度に5%以上向上した事業者は、100%であった。 ※令和4年度改正時から成果目標を修正ROAから修正ROIICに変更した。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 経済産業省の認定計画を基に実施状況報告より集計。 ROIIC＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（有利子負債残高＋自己資本） ROA＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（総資産） 固定資産回転率＝（売上高）÷（有形固定資産＋ソフトウェア） 《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 事業再編計画の認定を受けた事業者は、173者（全省庁ベース）のうち171者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に																												

			基づいて認定された事業再編計画で、令和7年度までに終了し、報告を受けた計画（全35計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。 また、事業再編計画の認定を受け前向きな取組を行った企業を処置群とし、同時期に事業再編を行った同業の企業を対照群として、平均の差推定法により、再編前後での生産性の成長率の分析を行ったところ、修正ROAの生産性指標においては、処置群は対照群に比べて平均的に正の効果が確認された。 ※令和4年度以降、ROICを選択した認定実績は僅少のため、ROAで比較した。 【ROAの平均成長率の差】（単位：%pt） <table><tr><td>処置群</td><td>2.07</td></tr><tr><td>対照群</td><td>-0.44</td></tr><tr><td>成長率の差</td><td>2.51</td></tr></table>  ■ 処置群 ■ 対照群 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 処置群：認定事業再編計画の実施状況に基づき達成状況を確認 対照群：SPEEDA上場企業データに基づき、以下のとおり算出 ROA＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（総資産） 《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》	処置群	2.07	対照群	-0.44	成長率の差	2.51
処置群	2.07								
対照群	-0.44								
成長率の差	2.51								
		⑤ 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策を活用した事業者においては、生産性向上の実態が観察される。						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	生産性向上を目的とする事業再編において、一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、合併や分割等の事業構造の変更にかかる費用を軽減することで、我が国産業の競争力強化に資する事業再編を促進することとしている。 事業者の事業再編行為については、その発生時期や再編行為に伴い生ずる登録免許税の規模等をあらかじめ網羅的に見込むことは困難であることから、予算措置ではなく予見可能性のある租税特別措置において対応することが必要である。						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	登録免許税の軽減措置については、農業競争力強化支援法（第193回通常国会で成立）に規定する事業再編計画の認定を受けた事業再編促進対象事業者が、その事業再編計画に基づき行う株式会社の設立等に係る登記に対する登録免許税率を軽減する措置が存在。同法は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援す						

			るものであるが、一方で、本措置は産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置を講ずるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和３年８月（主管省庁において実施）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 12) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地区(過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く)における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間: 5年間 償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
			《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和 10 年度末まで2年間延長する。
			《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第 16 条 ・租税特別措置法 第 12 条第4項柱書及び表第2号、第 45 条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第 14 項第2号、第 15 項第2号、第 20 項、第 21 項及び第 24 項、第 28 条の9第 15 項第2号、第 16 項第2号、第 21 項、第 22 項及び第 25 項 ・租税特別措置法施行規則 第5条の 13 第7項、第8項、第9項及び第 10 項、第 20 条の 16 第7項、第8項、第9項及び第 10 項
5	担当部局		総務省地域力創造グループ地域振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和8年8月 分析対象期間: 令和5年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 61 年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超) 昭和 63 年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期限の2年延長(1,900 万円超) 平成6年度 適用期限の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)

			平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300 万円超) 平成 10 年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成 11 年度 適用期限の2年延長 (機械等 12/100 建物等 6/100) 平成 13 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成 15 年度 適用期限の2年延長(2,500 万円超) 平成 17 年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 平成 19 年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用区域を除外) 令和7年度 適用期限の2年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和9年度～令和 10 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線交通網から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化の加速が継続している。このため、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資を促進することで、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、人口流出を抑制する。 《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域(架橋等により本

			土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約を受けていること並びにこれにより産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進等及び半島防災(半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。)の推進を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生(次条第一号において「地方創生」という。)に資することを目的とする。 (国の施策) 第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。 2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。 第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。 (税制上の措置) 第十六条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026(令和8年7月 21 日閣議決定)(抄) 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3)強い地域経済の構築 (個性を活かした地域づくり) 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	【令和9年度概算要求における政策体系図】 基本計画(令和5年3月策定) Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)

		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、半島地域における事業活動の継続・拡大を図り、半島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 半島地域からの人口流出を抑制するためには半島地域における雇用機会の維持・拡大が必要であることから、新規雇用者数を指標とし、12年間で令和6年の人口社会減数の1割の雇用を本税制にて創出することを長期目標として設定する。 指標：半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：2,145 人（社会減の約1割） 対象期間：令和5年度～令和 16 年度（12 年間） なお、令和9年度～令和 10 年度（2年間）における目標値については、257 人とする。 ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とし、長期目標として設定した新規雇用者を誘発する新規設備投資額を短期目標として設定する。目標値：190 億円 対象期間：令和9年度～令和 10 年度（2年間） ※目標値の算出方法については、別紙参照 なお、前回の事前評価（令和6年8月）においては、以下のとおり目標を設定している。 《政策体系における政策目的に係る目標》 ○雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る（測定指標） 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00 未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00 超） 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○半島地域における事業者数の事業の継続又は拡大を図る（測定指標） 半島地域における事業所数（目標値） 事業数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本租税特別措置の活用により、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、半島地域における事業者の事業活動の継続・拡大が図られ、雇用機会の維持・創出が期待される。 加えて、特に、旅館業、農林水産物等販売業に係る設備投資が促されることで、半島地域と半島地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる交流人口の増加も見込まれる。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。

10	有効性等	① 適用数	単位: 件						
				令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)
			適用数	134	92	65	57	52	57
			※適用数は関係道府県への調査をもとに算出。 ※令和5年度及び6年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第217回国会報告、第221回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。 ※令和7年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。						
			【算定根拠】 実績値: 関係道府県に聞き取った結果を採用 見込値: 別紙参照						
		② 適用額	単位: 百万円						
				令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)
			法人税 (法人住民税・法人事業税)	1,021	834	423	399	364	399
			※適用額は関係道府県への調査をもとに算出。 ※令和5年度及び6年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第217回国会報告、第221回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。 ※令和7年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。						
			【算定根拠】 実績値: 関係道府県に聞き取った結果を採用 見込値: 別紙参照						
		③ 減収額	単位: 百万円						
				令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)
			法人税	237	193	98	93	84	93
			法人	16	14	7	7	6	7

			住民税																																	
			法人 事業税	17	14	7	6	6	6																											
		※減収額は関係道府県への調査をもとに算出。																																		
		【算定根拠】 実績値：関係道府県に聞き取った結果を採用 見込値：別紙参照																																		
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○政策目的(9①)の達成状況 本租税特別措置は、事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業活動の継続・拡大に資するものであることから、新規設備投資によって事業拡大がされたことに伴う雇用者数の増加が想定できる。実際に本租税特別措置が雇用創出に効果を発揮している事例も複数見受けられており、令和5年度から令和7年度にかけて、合計 98 人の新規雇用者を創出しており、雇用機会の充実により、政策目的である人口流出の抑制に寄与している。 ○租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況 ①長期的目標 本租税特別措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 単位：人 <table><tr><td></td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (実績)</td><td>令和 7年度 (実績)</td><td>令和 8年度 (見込)</td><td>令和 9年度 (見込)</td><td>令和 10年度 (見込)</td></tr><tr><td>新規 雇用者 数</td><td>46</td><td>36</td><td>16</td><td>33</td><td>33</td><td>33</td></tr></table> ②短期的目標 本租税特別措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 単位：億円 <table><tr><td></td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (実績)</td><td>令和 7年度 (実績)</td><td>令和 8年度 (見込)</td><td>令和 9年度 (見込)</td><td>令和 10年度 (見込)</td></tr><tr><td>新規 設備 投資額</td><td>44</td><td>39</td><td>16</td><td>33</td><td>33</td><td>33</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 実績値：関係道府県への調査結果 見込値：令和5年～令和7年の実績値の平均値 いずれの目標においても、実績及び見込が目標を下回っているが、半島地域の事業者からは、「近年の物価高により事業経営の先行きが不透明なため、投資を見送った」という声も聞いており、半島地域内の事業所だけでは本税制の効果を最大限発揮することは困難なため、半島地域内外を問わず本税制を周知するなど、目標達成に向けた取組								令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)	新規 雇用者 数	46	36	16	33	33	33		令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)	新規 設備 投資額	44	39	16	33	33	33
	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)																														
新規 雇用者 数	46	36	16	33	33	33																														
	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)																														
新規 設備 投資額	44	39	16	33	33	33																														

も合わせて実施する。

また、前回の事前評価における目標の達成状況は以下のとおり。

○政策目標にかかる目標の達成状況

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超)

単位: %

	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)
増減率	1.02	1.21	1.16

※算定根拠については別紙参照。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

○租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況

事業数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。

①

単位: 件

	平成 28 年 (実績)	令和 3 年 (実績)	令和 8 年 (見込)
事業所数	2,624	2,538	2,469

※平成 28 年から令和3年への増減率をもとに、令和8年度見込値を推計。

所期の達成目標である上記事業所数は「経済センサス活動調査」の結果から算出しており、前回調査(2021 年(令和3年)調査)以降、次の調査結果(2026 年(令和8年)調査)が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。

このため、参考値として「令和3年経済センサス活動調査」、「令和6年経済センサス基礎調査」のどちらにもある統計内容をもとに、以下のように令和3年と令和6年の事業所数を抽出した。

※データの違いにより、上記の表と数値が一致しておらず、あくまで参考値である。

②

単位: 件

	令和 3 年 (実績)	令和 6 年 (実績)	令和 8 年 (見込)
事業所数	4,125	3,196	2,577

※令和3年から令和6年への増減率をもとに、令和8年度見込値を推計。

			上記①②の表はデータに違いがあり一概に比較はできないが、②の表での令和3年から令和6年での事業所減少率は、①の表に比べて減少ペースが速い傾向にある。 上記のとおり、所期において設定した目標の達成は厳しい状況ではあるものの、政策目標に関しては令和7年度に若干の人口流出抑制が見られるとともに、事業所数においては、半島地域における事業者からは、近年の物価高・円安の影響を受けて企業経営が不安定といった声も聞いており、社会情勢の影響により、事業所数の減少率も増加傾向にあると考えられるところ、令和7年度の新規適用事業者においては、本特例措置を活用し、半島地域へ新規参入し、半島地域の雇用機会の拡大に寄与していることが認められる。 ○達成目標を変更した理由 令和6年に総務省行政評価局が実施した「租税特別措置法等の効果検証手法の検討に関する報告書」においては、「人口」や「社会増減率」がアウトカム（目標）ではなくインパクト（影響・効果）として位置づけられている。 他方、「設備投資の増加」や「事業の継続又は拡大」、「雇用の維持又は創出」に係る指標が適当なアウトカムとして提案されている。 また、事業所の規模によって事業所の新設・増設だけでなく機械・装置の取得等も適用となる本租税特別措置において、事業所の増加だけが必ずしも効果につながるものではない。 そのため、上記報告書において、本租税特別措置が「労働生産性」の向上に効果がある可能性が示唆されていることも含め、設備投資額といった現在の達成目標に変更している。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置が積極的に活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却額を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域内外の事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれる。具体的には、本租税特別措置の活用により税負担が分散され、資金や投資に余力ができたことによる環境整備が雇用維持に寄与しているという意見を、事業者からの聞き取り調査にて得ている。 また、資金的な余裕が生まれたことにより、設備更新による生産性向上が見込め、既存従業員の負荷軽減や安定した操業体制の維持につながるという意見も得ており、いずれも雇用の維持や事業の継続・拡大への効果が見込まれている。 なお、令和6年度に（公財）未来工学研究所が実施した「令和6年度改正半島振興法の施行状況の評価のための調査報告書」によると、2013年から2023年の非過疎地域における半島税制適用企業77件による経済効果は、適用金額（設備投資金額）の5.1倍となると推計されており、設備投資による事業の継続・拡大への効果が示唆されている。上記のとおり、本租税特別措置は事業投資の初期支援を行い、事業を継続しやすくすることで、新規設備投資を促進し、事業の継続・拡大をうけて、雇用の維持または雇用機会を創出し、半島地域からの
--	--	--	--

				人口流出の抑制に資するものである。 なお、本特例措置に係る効果の事後検証については、関係道府県を通じて適用事業者に対して実施している半島税制利用状況調査において、直接的な効果を把握し、検証していく。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
			⑤ 税込減を是認する理由等	本租税特別措置による減収額 98 百万円(令和7年度)に対し、租税特別措置適用事業者においては 16,089 百万円の設備投資(※)が行われ、産業の振興に貢献し、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税込減を是認するに足る効果はあると見込まれる。 ※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値
			① 租税特別措置等によるべき妥当性等	半島振興施策のうち、産業振興の一環として民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 本租税特別措置は、事業者による設備投資を促進しその労働生産性等を向上させることで事業の継続又は拡大に資するものであることから、設備投資を行う民間事業者に対し、直接に国費を給付することはなしに事業の継続・拡大を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって相乗的に効果を発揮するために、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。 また、半島地域においては、人口減少や市場規模の制約、物流・輸送コスト等から投資回収に時間を要する場合があります、設備投資の必要性は存在するものの、事業者の投資判断が慎重になりやすい。そのため投資後の収益が十分に確保されるまでの期間における税負担を軽減し、事業者のキャッシュフローを安定化させるため、投資時期に応じて減価償却を前倒しし、投資初期の税負担を軽減する仕組みが、設備投資に伴う資金負担を時間的に平準化するという観点から事業者の負担軽減に寄与している。 特例措置の対象は全業種ではなく、半島地域の産業振興及び雇用創出による人口の社会減の観点から、特に政策効果の高いと思われる業種を対象としており、必要最低限の措置である。
11	相当性		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○半島振興広域連携促進事業(61 百万円(令和8年度当初、国費)) 改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 上記のソフト施策に対し、本租税特別措置は、民間事業者による事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本租税特別措置が一体的に運用されることで、例

			えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には本租税特別措置による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。 加えて、補助金等の場合、補助対象となる投資をあらかじめ設定する必要があるが、本特例措置は実際に設備投資を行った場合、要件に該当すれば、税制上の措置を確実に受けられる仕組みであるため、行政が個々の投資案件の優先順位を判断することなく、地域の事業者による多様な投資を幅広く支援することができる。設備投資の時期を行政側の公募スケジュールや採択結果に左右されることなく、設備の更新時期や事業機会に応じて投資判断を行う必要のある事業者にとっては、本特例措置に利点がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置により生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和6年8月

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

別紙

○適用実績（割増償却）

	年度	R 5	R 6	R 7
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23. 2	23. 2	23. 2
計	適用件数（件）	134	92	65
	適用額（百万円）	1, 021	834	423
	減収額（百万円）	237	193	98
うち新規	適用件数（件）	17	10	6
	適用額（百万円）	109	88	51
	減収額（百万円）	25	20	12

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計。

○適用見込み

	年度	R 8	R 9	R 1 0
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23. 2	23. 2	23. 2
計	適用件数（件）	57	52	57
	適用年次終了分（件）	19	16	6
	適用額（百万円）	399	364	399
	減収額（百万円）	93	84	93
うち新規	適用件数（件）	11	11	11
	適用額（百万円）	77	77	77
	減収額（百万円）	18	18	18

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・ R 8 年度見込み

＜適用件数＞ 11 件

R 5 ～ 7 年度実績値の平均値

＜適用額＞

◎ R 7 年度適用実績から 1 件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

1 件あたり適用額： 423 （百万円） / 65 （件） = 7 （百万円）

R 8 年度適用見込額： 7 （百万円） × 11 （件） = 77 （百万円）

＜減収額＞

◎ R 8 年度適用見込額に税率を乗じて算出

* 減収額 ： 適用額 77 百万円 × 税率（23.2%）=18 百万円

・ R 9、R 10 年度見込み

＜適用件数＞

◎ R 5 ～ 7 年度実績値の平均値

＜適用額・減収額＞

◎ R 8 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・ R 8 年度～ R 1 0 年度見込み

<適用件数>

◎ R 7 年度適用件数 65 件 - 適用年次終了件数 19 件 + 新規適用件数 11 件(※)

(※) 新規適用件数は、令和 7 年度までの実績値を基に令和 9 年度の新規雇用者数の見込額を用いて推計した値

<適用額>

◎ R 7 年度 1 件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

1 件あたり適用額: $423 \text{ (百万円)} \div 65 \text{ (件)} = 7 \text{ (百万円)}$ ※小数点以下四捨五入

R 8 年度適用見込額: $7 \text{ (百万円)} \times 57 \text{ (件)} = 399 \text{ (百万円)}$

<減収額>

◎ 適用見込額に税率 (23.2%) を乗じて算出

* 減収額 : 適用額 399 百万円 $\times$ 税率 (23.2%) = 93 百万円

・ R 9、R 1 0 年度見込み

<適用件数>

令和 7 年度実績値を基に、令和 9 ～ 1 0 年度の新規雇用者数の見込値を用いて推計した値

R 9 年度見込み件数 52 件

◎ R 8 年度適用件数 57 件 - 適用年次終了件数 16 件 + 新規適用件数 11 件

R 1 0 年度見込み件数 57 件

◎ R 9 年度適用件数 52 件 - 適用年次終了件数 6 件 + 新規適用件数 11 件

<適用額・減収額>

◎ R 8 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

<適用年次終了分>

R 8 適用終了分 : 最終年度となるため、前年度実績値

→ R 3 年度適用・R 7 年度分: 19 (実績値)

R 9 適用終了分: 直近の実績値に、これまでの平均減少率を乗じ、算出

→ R 4 年度適用・R 7 年度分 $17 \times \{(100 + R 5 \sim R 7 \text{ の平均減少率 } -6.8) / 100\} : 16$

平均減少率は各年度の減少率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$(-19.0+100)^{(1/3)} -100$ ※減少率: 件数が増加した2年間の増加率は算出しない

R 1 0 適用終了分: 直近の実績値に、これまでの平均減少率を乗じ、算出

→ R 5 年度適用・R 7 年度分 $10 \times \{(100 + R 6 \sim R 7 \text{ の平均増減率 } -23.3) / 100\}^2 : 6$

平均減少率は各年度の減少率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$(-29.4+100)^{(1/2)} \times (-16.7+100)^{(1/2)} -100$

○減収額

年度		R 5	R 6	R 7
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	1,021	834	423
	法人税減収額（百万円）B	237	193	98
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A×C	1,021	834	423
	減収額（百万円）実績	2	2	1
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A×C	1,021	834	423
	減収額（百万円）実績	14	12	6
合計				
	減収額（百万円）	16	14	7
法人事業税				
	標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A×C	1,021	834	423
	減収額（百万円）実績	17	14	7
合計				
	減収額（百万円）	270	221	112

年度		R 8	R 9	R 10
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	399	364	399
	法人税減収額（百万円）B	93	84	93
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A	399	364	399
	減収額（百万円）B×C	1	1	1
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A	399	364	399
	減収額（百万円）B×C	6	5	6
合計				
	減収額（百万円）	7	6	7
法人事業税				
	標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A	399	364	399
	減収額（百万円）B×C	6	6	6
合計				
	減収額（百万円）	106	96	106

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 ： 法人税減収額 × 法人税割

(例：令和 8 年	法人県民税	93	×	1.0	%	=	1	(百万円)
	法人市町村民税	93	×	6.0	%	=	6	(百万円)
	法人事業税	93	×	7.0	%	=	6	(百万円)

■新規適用実績（過疎地域の継続件数含む）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	177	195	151	134	92	65
件数新	27	35	10	17	10	6

■新規適用件数実績

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規件数	27	35	10	17	10	6
前年比		29.60	-71.40	70.00	-41.20	-40.00

5年単純平均	5年相乗平均	(相乗平均検算)
△ 10.6	△ 26.0	△ 26.0

■適用年次終了分：推計表

年度別件数	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	177	195	151	134	92	65
うちR3		35	33	34	28	19
うちR4			10	16	21	17
うちR5				17	12	10

R5	R6	R7	単純平均	相乗平均	(相乗平均検算)	単純平均 期末件数	相乗平均 期末件数
5年目のため、実績値そのまま						19	19
0.0	0.0	-19.0	-6.3	-6.8	-6.8	16	16
	-29.4	-16.7	-23.1	-23.3	-23.3	5	6

※期末件数を推計するにあたり、最終年のみ税制を活用することは可能性として限りなく低いことから、増加率は平均率換算に含まず、減少率のみで算出

■適用額実績（過疎地域の継続件数含む）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
適用額	1,729,565	2,200,640	1,978,940	1,021,267	833,513	423,028
適用額新	155,486	130,476	60,920	109,216	87,909	51,422

■減収額実績（過疎地域の継続円数含む）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
減収額	401,259	510,548	459,114	236,934	193,375	98,143
減収額新	36,073	30,270	14,133	25,338	20,395	11,930

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
新規雇用者数・新規設備投資額の目標値

○新規雇用者数の目標値
※R7年度～R16年度の期間での目標
2,145人(目標値)－82人(R5、R6実績)＝2,063人

【正比例(毎年同じ人数ずつ増加＝等差数列)での計算】
R7実績…16人
 $16 + (16+d) + (16+2d) + \cdots + (16+9d) = 2,063$
 $d = 42.28 \cdots \rightarrow$ 毎年度の雇用者数が43人増加

【毎年の増加数】

新規雇用者数	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
指数(等差)	46	36	16	64	107	150	193	236	279	322	365	408

【累計】

新規雇用者数	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
指数(等差)	46	82	98	162	269	419	612	848	1127	1449	1814	2222

○新規設備投資額の目標値
・過去5年間(令和3年度～令和7年度)の新規設備投資額が計162.8億円、新規雇用者数が計221名だったことから、5ヶ年平均で1人あたり新規設備投資額は0.74億円。(切り上げ)
・各年度の新規雇用者数見込みをもとに、1人あたりの新規設備投資額を0.74億円として各年度の目標値を算出。

	R8	R9	R10
新規雇用者数(目)	64	107	150
新規設備投資額(目)	47	79	111
	190		

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
社会増減と税制効果の関係

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	推計 令和8年	推計 令和9年	推計 令和10年
社会増減率(A)	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.402	-0.426	-0.503	-0.583	-0.562	-0.571	-0.578	-0.586
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.505	-0.489	-0.481	-0.480	-0.495	-0.529	-0.559
政策目標(A)／(B)	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15	0.91	0.76	0.84	1.02	1.21	1.16	1.15	1.09	1.04

人口	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,813,443	3,748,516	3,678,913	3,604,842	3,533,286	3,469,334	3,404,457	3,339,432
人口変化率	—	-1.34	-1.41	-1.49	-1.60	-1.50	-1.49	-1.70	-1.86	-2.01	-1.99	-1.81	-1.87	-1.91
社会増減数	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-15,568	-16,247	-18,851	-21,448	-20,259	-20,159	-20,052	-19,940

人口：平成27年～令和7年は実績値、令和8年～10年については人口変化率を前年の値に乗じて算出した。
人口変化率：平成27年～令和7年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和8年～10年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。
社会増減数：平成27年～令和7年は実績値、令和8年～10年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値(B)を乗じて算出した。
(社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値)
※ 出典:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税：義（国税 13） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動運動） 所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間：5年間 償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和 10 年度末までとする。 《関係条項》 ・離島振興法第4条、第 19 条 (所得税) 租税特別措置法第 12 条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第 14 項第3号、第 15 項第3号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項 租税特別措置法施行規則第5条の 13 第8項、第9項及び第 10 項 (法人税) 租税特別措置法第 45 条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第 28 条の9第 15 項第3号、第 16 項第3号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第8項、第9項及び第 10 項
5	担当部局		総務省地域力創造グループ地域振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和5年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 6 年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成 11 年度 適用期限の2年延長 平成 13 年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 15 年度 適用期限の2年延長

			拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成 17 年度 適用期限の2年延長 平成 19 年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域を除外) 令和7年度 適用期限の2年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和9年度～令和 10 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている。一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、産業の振興を図り、雇用の確保を行うことを通して、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026(令和8年7月 21 日閣議決定)(抄) 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3)強い地域経済の構築 (個性を活かした地域づくり)

			過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【令和9年度概算要求における政策体系図】 基本計画（令和5年3月策定） Ⅱ．地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、離島における事業活動の継続・拡大が図られる。これにより、離島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 離島における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：270 人（社会減の約2割） 対象期間：令和5年度～令和 14 年度（10 年間） なお、令和9年度～令和 10 年度（2年間）における目標値については 74 人とする。 ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 指標：本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 目標値：11.4 億円 対象期間：令和9年度～令和 10 年度（2年間） なお、前回の事前評価（令和6年8月）においては、以下のとおり目標を設定している。 《政策体系における政策目的に係る目標》 ○離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度：333 千人 → 令和8年度：目標値 303 千人 → 令和 14 年度：目標値 263 千人 平成 25 年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口傾向を加味して算出した令和 14 年度末（現在の離島振興法の法期限）の当該地域の人口推計値は 263 千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○離島振興対策実施地域における事業者の事業継続又は拡大を図る。 本特例措置の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度：858 件 → 令和8年度目標値：780 件以上 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率（-9.1%）を上回ることを目標とする。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本租税特別措置が活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却費を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域外から

		実現による寄与	の事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。																								
10	有効性等	① 適用数	(単位:件)																								
		<table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8 (見込)</td><td>R9 (見込)</td><td>R10 (見込)</td></tr><tr><td>適用数</td><td>27</td><td>12</td><td>11</td><td>15</td><td>23</td><td>33</td></tr></table>	年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	適用数	27	12	11	15	23	33	(注) 1 R5～R7年度は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。 2 R8～R10年度の適用数は、R5～R7年度の適用数の実績値等を元に試算した見込値となる。 ※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。										
		年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)																			
適用数	27	12	11	15	23	33																					
【算定根拠】 実績値: 関係道府県に聞き取った結果を採用 見込値: 別紙参照																											
		② 適用額	(単位:百万円)																								
			<table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8 (見込)</td><td>R9 (見込)</td><td>R10 (見込)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>38.4</td><td>8.9</td><td>6.2</td><td>9.5</td><td>12.9</td><td>18.5</td></tr></table>	年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	適用額	38.4	8.9	6.2	9.5	12.9	18.5	(注) 1 R5～R7年度は、関係都道府県へ行った調査での確認書に記載されている取得価額をもとに算出。 適用額は本確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 2 R8～R10年度の適用額は R3～R7年度の適用額の実績値等を元に試算した見込値となる。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。									
年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)																					
適用額	38.4	8.9	6.2	9.5	12.9	18.5																					
			【算定根拠】 ※算定根拠については別紙参照。																								
		③ 減収額	(単位:百万円)																								
			<table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8 (見込)</td><td>R9 (見込)</td><td>R10 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>8.9</td><td>2.1</td><td>1.4</td><td>2.2</td><td>3.0</td><td>4.3</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.6</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.3</td></tr></table>	年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	法人税	8.9	2.1	1.4	2.2	3.0	4.3	法人住民税	0.6	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3			
年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)																					
法人税	8.9	2.1	1.4	2.2	3.0	4.3																					
法人住民税	0.6	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3																					

			法人事業税	2.7	0.6	0.4	0.7	0.9	1.3
			(注) 1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 $\text{当初残存価額} \times \text{償却率} = \text{普通償却額}$ $\text{普通償却額} \times \text{割増償却率} = \text{割増償却額}$ $\text{割増償却額} \times \text{税率(各年度の数値)} = \text{減収額}$ 2 計算式は以下のとおり。 $\text{適用額} \times \text{法人税率(23.2\%)} = \text{減収額}$ ※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 $\text{減収額} \times 1.0\% (\text{法人県民税率}) = \text{法人県民税減収額}$ $\text{減収額} \times 6.0\% (\text{法人市町村税率}) = \text{法人市町村民税減収額}$ $\text{割増償却額} \times 7.0\% (\text{都道府県の法人事業税率}) = \text{法人事業税減収額}$ 【法人住民税】 $\text{減収額} = \text{法人県民税減収額} + \text{法人市町村民税減収額}$ $\text{法人県民税減収額} = \text{法人税減収額} \times \text{県民税率(1.0\%)}$ $\text{法人市町村民税減収額} = \text{法人税減収額} \times \text{市町村民税率(6.0\%)}$ 【法人事業税】 $\text{減収額} = \text{割増償却額} \times \text{都道府県の法人事業税率(7.0\%)}$ ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。						
		④ 効果	【算定根拠】 ※算定根拠については別紙参照。 《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ① 長期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数に係る目標達成状況は、以下のとおり。 令和5年度: 0人 令和6年度: 0人 令和7年度: 12人 ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額に係る目標達成状況は以下のとおり。 令和5年度: 0円 令和6年度: 0円 令和7年度: 1.85 億円						

			○所期の目標達成状況 令和5年度及び令和6年度においては、過年度からの継続で本特例措置を受けた事業者のみであったため、本特例措置による新規の設備投資や雇用創出が無かったところ。 事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和7年度においては新規適用実績が認められたところであり、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等において税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 関係都道府県への調査結果 また、前回の事前評価における目標の達成状況は以下のとおり。 ○政策目的に係る目標の達成状況 令和7年度の人口は309千人であり、現時点で目標値(令和14年度末の人口263千人)を上回っているものの、令和4～7年度の人口減少率は年平均で2.5%であり、過去10年間の年平均人口減少率2.2%よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和14年度末の人口は262千人となり、目標値を下回る見込みである。 ○租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況 事業所数を「経済センサス-活動調査」からデータを流用しており、前回調査(2021年(令和3年)調査)以降、次の調査結果(2026年(令和8年)調査)が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。ただし、令和7年度の全ての新規適用事業者においては、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たな事業拠点が創出されたところ。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置が積極的に活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却額を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減(繰り延べ)されるため、地域内外の事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれる。具体的には、本租税特別措置を活用した事業者からの聞き取り調査により、制度活用により資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となることが本租税特別措置を活用する決め手となった主な理由であることが確認された。また、同調査において、本租税特別措置の活用により、更なる投資に対しても積極的に検討することが可能となる旨の回答を得ている。 実際に、令和7年度に新規で本特例措置を活用した全ての事業者において、新たな雇用が創出され、本特例措置が離島における雇用機会の確保に寄与している。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 関係都道府県への調査結果、適用事業者への調査結果
--	--	--	---

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	離島は、我が国の領域等の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っている。一方で、四方を海に囲まれ、高齢化が急速に進展するなど、厳しい自然的・社会的条件に置かれており、事業所数や雇用の減少による島外への人口流出が継続するといった課題を抱えている。 このため、本税制特例により民間事業者の設備投資を促進することで、島内での事業活動の継続・拡大を図り、雇用の場を維持・創出することで、人口流出を抑制することが必要である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。 なお、本特例措置は課税の繰延べであるため、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国費の負担は少ない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等による支援を行っているが、これらは主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、交流人口・関係人口拡大の取組等を行うものである。また、自治体の実施する企業誘致活動等に関しては令和5年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体の実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。 それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。 なお、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることにより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の

				防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和6年8月